

IV. 考察結果

IV. 考察結果

調査結果を踏まえ、今後の人権啓発・教育にあたっての問題点・課題、取組みの方向性について、学識経験者の方に考察をお願いした。(敬称略)

大阪市立大学大学院創造都市研究科 教授
阿久澤 麻理子

補論 人権についての考え方(【問2】)

1. 人権問題の解決や、差別をなくすための方法についての考え：因子分析から背景をさぐる

問2では、人権問題の解決や、差別をなくすための方法や考え方を15にわたって示し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の4検法で回答者の意見をきいたものである。その属性別集計結果は、本文 p. 18 のとおりであるが、各問を個々に検討するだけでなく、15の複数の変量の背景にある共通因子を探り出したと考え、「因子分析」を行った。

なお、回答は人権問題の解決、差別の解消に積極的に取り組もうとする意見、人権運動による問題提起や行政的取り組みなど、社会的な問題解決に対して肯定的な意見に高くなるよう、(1)(2)(5)(9)については「そう思う」=4点、「どちらかといえばそう思う」=3点、「どちらかといえばそう思わない」=2点、「そう思わない」=1点とし(★印)、それ以外の設問については、「そう思う」=1点、「どちらかといえばそう思う」=2点、「どちらかといえばそう思わない」=3点、「そう思わない」=4点とした。回答なしは除外した。その結果、意味のある因子(初期の固有値1以上)が4つ抽出された。

表1 回転後の因子行列

	因子			
	1	2	3	4
2 差別受けてきた人に格差なくす行政の支援が必要★	.683	.060	.141	.018
1 人権問題の解決に行政は努力する必要★	.635	.033	.051	.095
9 解決は行政だけでなく民間団体と一緒に取り組みが必要★	.620	.101	-.009	-.010
5 差別は法律で禁止する必要がある★	.421	.144	.029	-.151
7 差別の原因は差別される人の側に問題あることが多い	.132	.720	.185	.004
3 差別されている人は自分たちが受け入れられるよう努力必要	-.058	.597	.200	.066
6 差別だと訴えを一々取り上げていたらきりがない	.371	.512	.221	.104
4 差別への抗議・反対で問題解決しにくくなることが多い	.232	.441	.193	.178
15 介護・介助受ける高齢者・障害者が自己主張するのはよくない	.117	.381	.329	.169
12 学校では権利より義務を果たすことを教えるべき	.087	.135	.728	.165
11 権利ばかり主張しがまんすることのできない者が増えている	.045	.212	.463	.044
14 個人の権利より地域みんなの利益が優先されるべき	-.033	.167	.394	.215
13 競争社会だから能力による格差生じるのは仕方ない	.177	.256	.336	-.039
8 差別・同和問題は口に出さないでそっとしておけばよい	.304	.323	.120	.577
10 思いやりやさしさをみんなが持てば人権問題は解決	-.139	.013	.145	.412
各因子が本調査のデータを説明できる割合	12.08	11.815	8.932	4.585

※因子抽出・主因子法、バリマックス回転による。KMO 標本妥当性測度 0.836。

第一因子では(2) (1) (9) (5)の因子負荷量が高く、第二因子では(7) (3) (6) (4) (15)、第三因子では(12) (11) (14) (13)、第四因子では (8) (10)となった。いずれも人権問題の解決に対する考え方を示す因子と考えられ、下記のように名づけた。

第一因子＝「公的・行政的解決志向」因子

第二因子＝「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」因子

第三因子＝「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」因子

第四因子＝「問題は具体的化させずに“思いやり”で解決志向」

各因子が本調査のデータを説明できる割合は、第四因子で5%未満とやや低く、(15)のように、第二因子と第三因子の双方に同程度の相関を有するものがあるなど、やや課題が残るが、上の因子分析の結果をもとにそれぞれの因子得点を算出した。

次に、回答に影響を与えているこれら4つの因子が、性別や年齢、学歴、啓発との接触度（問8、8-1¹⁾）といった属性とどのような関係にあるのかをみるため、これらの属性別に因子得点の平均を図に示した（図1～4）。因子得点は、平均が0になるように標準化されている。どの属性がプラスの大きな得点を取り、どの属性がマイナスの得点をとるかを見ることによって、傾向を読み取ることができる。

なお、第一因子に固まっている質問群は、すべて「そう思う」に高く、「そう思わない」に低くなるようスコアを与えていたので、図を見る場合、第一因子ではプラスの値（右側）をとるほうが、「公的・行政的解決志向」志向が強いことを示しているが、第二～四因子では、スコアの与え方が逆になるので、マイナスの値(左側)をとるほうが、「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」「問題は具体的化させずに“思いやり”で解決志向」性が強いことになる。

¹⁾問8において「はっきり覚えていない」「受けたことはない」「回答なし」の者は「学習経験なし」としている。

図1 「公的・行政的解決志向」因子得点

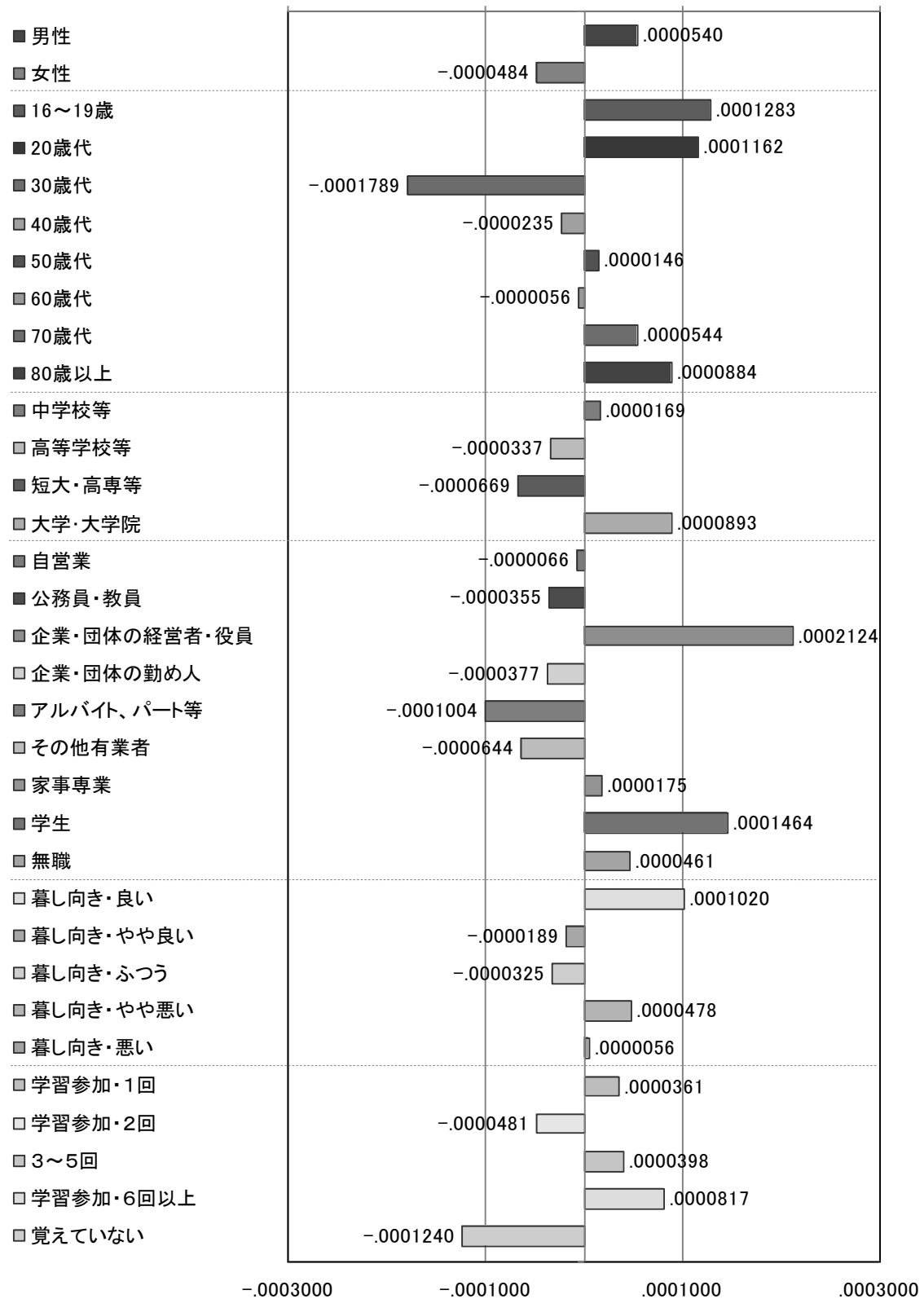


図2 「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」因子得点

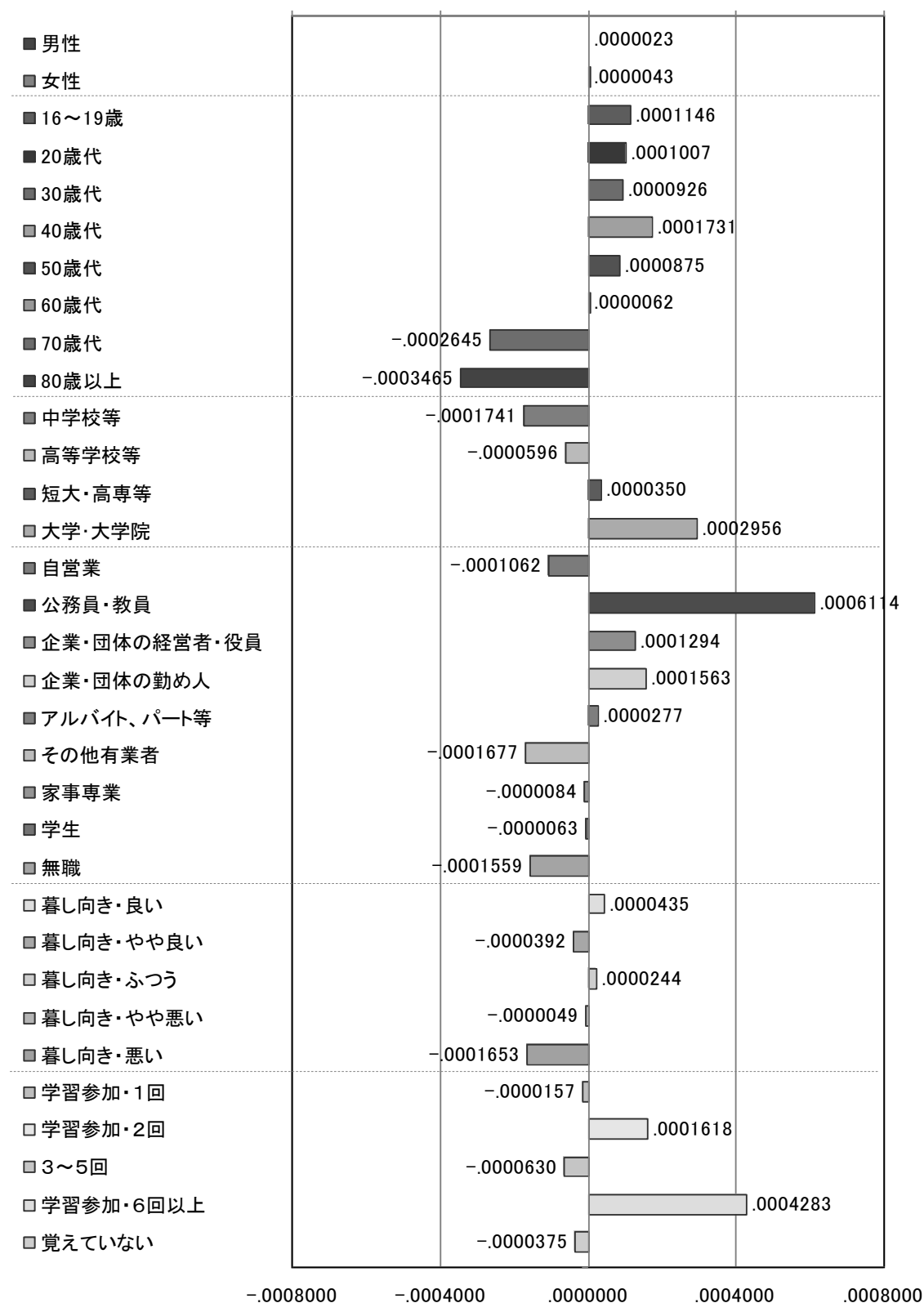


図3 「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」因子得点

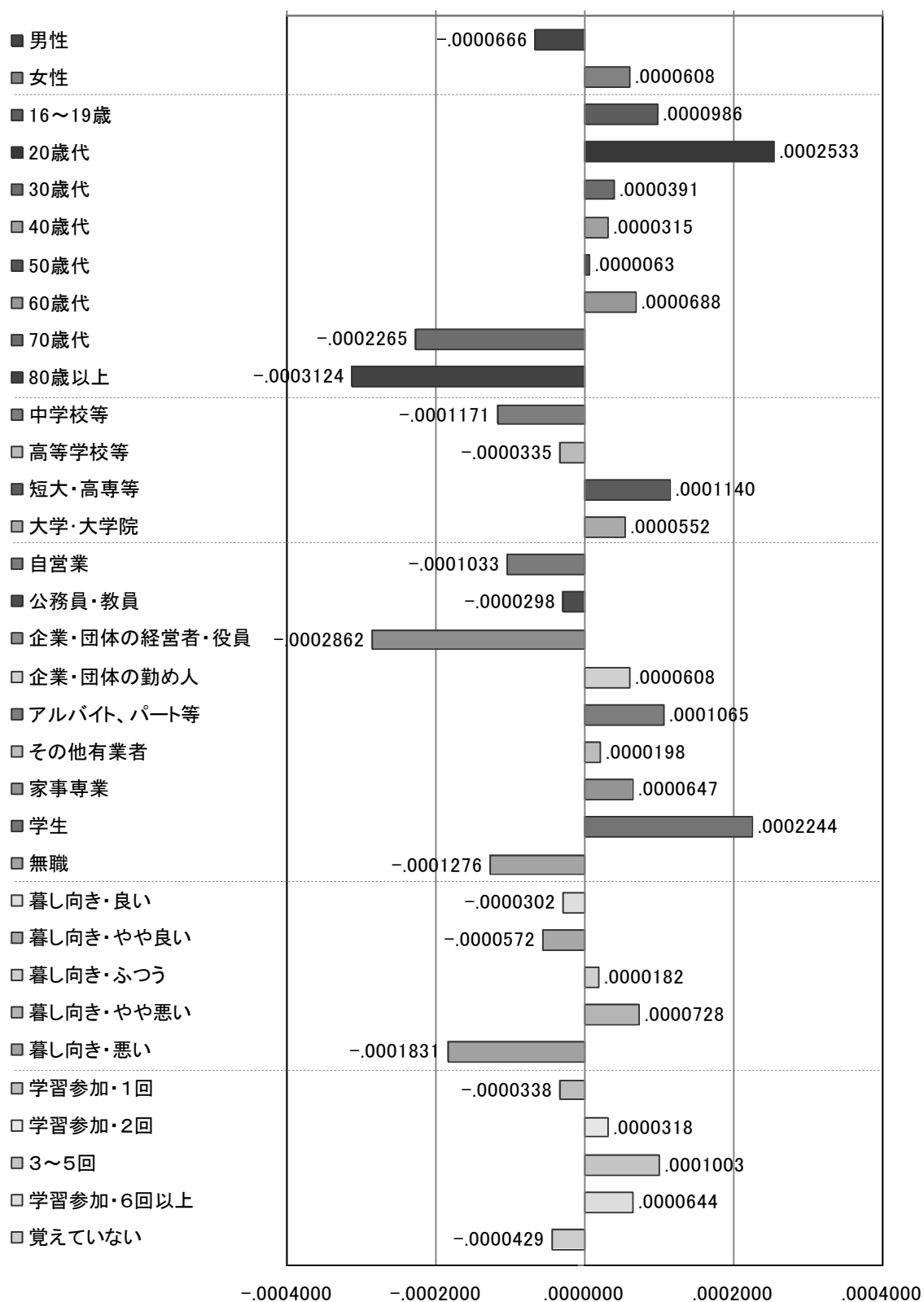
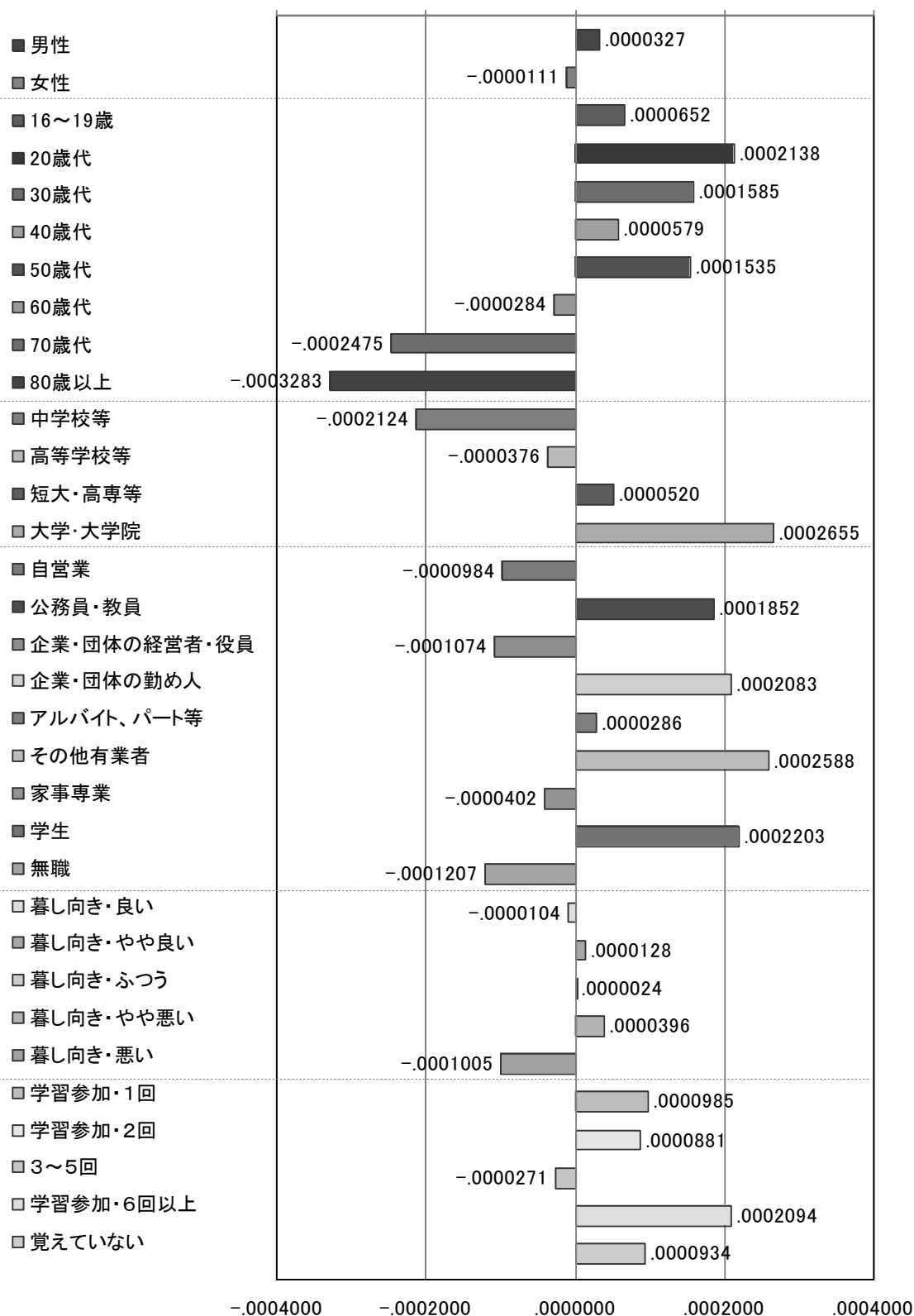


図4 「問題は具体的化させずに“思いやり”で解決志向」因子得点



- ・「公的・行政的解決志向」性…「女性」より「男性」に、「10歳代・20歳代」と「70歳代・80歳以上」、「大学、大学院」卒業の者、啓発との接触度の高い者ほど強い。若い年代層と、高い年代層が同じように「公的・行政的解決志向」性が強い一方で、30歳代などでは突出して逆の傾向がみられることが注意をひく。
- ・「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」…性別では差はないが、「70歳・80歳以上」で“支持”傾向が強く、若い年代層では“不支持”傾向が強い。また、“不支持”傾向は、高い学歴、啓発との接触「6回以上」で強くなる。
- ・「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」…「女性」「10歳代・20歳代」の若い年代層、高学歴層、啓発との接触「3－5回」「6回以上」で“不支持”傾向が強い。
- ・「問題は具体的化させずに“思いやり”で解決志向」…若い年代層ほど“不支持”傾向が強く、年代が高いほど“支持”傾向がはっきりしている。また、高学歴層、啓発との接触が「6回以上」で“不支持”傾向が強い。

以上から、若い年代、高学歴層、啓発との接触度の高い層は共通して、「公的・行政的解決志向」に“支持”的であり、「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」「問題は具体的化させずに“思いやり”で解決志向」の3つについては“不支持”傾向が強いことがわかる。ただし、「公的・行政的解決志向」については、70歳代以上の高い年代層もあわせて“支持”的である。

2. 4つの志向性と、部落差別意識

本調査では、問4(1)で「結婚」、問5(1)で「土地」に関して同和地区や同和地区出身者に対する意識をたずねている²。そこで、これらの4つの志向性が、差別意識とどのような関係にあるのかを検討したい。

表2 Q4結婚相手に対しとる態度【相手が女性の場合】(1)同和地区出身者

		問題にしない	親としては反対だが子どもの意志が固ければ仕方ない	考え直すように言う	回答なし	
「公的・行政的解決志向」ランク	高群	46.1%	34.1%	6.0%	13.9%	N=267
	中・高群	40.2%	41.0%	7.5%	11.3%	N=266
	中・低群	35.4%	38.8%	14.9%	10.8%	N=268
	低群	36.2%	37.3%	17.2%	9.3%	N=268
「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」ランク	高群	28.5%	39.7%	20.2%	11.6%	N=267
	中・高群	31.0%	44.0%	11.6%	13.4%	N=268
	中・低群	42.1%	38.7%	8.6%	10.5%	N=266
	低群	56.7%	28.4%	5.2%	9.7%	N=268
「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」ランク	高群	35.8%	35.8%	15.7%	12.7%	N=268
	中・高群	36.7%	37.8%	12.4%	13.1%	N=267
	中・低群	41.7%	39.5%	10.9%	7.9%	N=266
	低群	43.7%	38.1%	6.7%	11.6%	N=268
「問題は具体的化させずに“思いやり”で解決志向」ランク	高群	38.1%	35.1%	11.6%	15.3%	N=268
	中・高群	34.7%	42.5%	11.6%	11.2%	N=268
	中・低群	43.1%	36.3%	9.4%	11.2%	N=267
	低群	42.2%	37.3%	13.1%	7.5%	N=268

²問14、15なども差別に関わる質問ではあるが、一般的に「差別があると思うか」とたずねられることと、回答者自身の差別意識を問われることには違いがある。ここでは、回答者自身の差別意識をたずねた2問を取り上げる。

表3 Q4結婚相手に対しとの態度【相手が男性の場合】(1) 同和地区出身者

		問題にしない	親としては反対だが子どもの意志が固ければ仕方ない	考え直すように言う	回答なし	
「公的・行政的解決志向」ランク	高群	↑ 46.1%	29.6%	10.9%	13.5%	N=267
	中・高群	37.2%	38.3%	11.7%	12.8%	N=266
	中・低群	34.3%	36.9%	16.4%	12.3%	N=268
	低群	31.7%	32.1%	22.4%	13.8%	N=268
「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」ランク	高群	↓ 26.2%	33.0%	26.6%	14.2%	N=267
	中・高群	28.0%	38.8%	16.0%	17.2%	N=268
	中・低群	40.6%	37.2%	11.7%	10.5%	N=266
	低群	↓ 54.9%	27.6%	7.1%	10.4%	N=268
「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」ランク	高群	34.7%	31.0%	21.6%	12.7%	N=268
	中・高群	34.1%	36.7%	16.1%	13.1%	N=267
	中・低群	36.5%	38.7%	13.2%	11.7%	N=266
	低群	44.0%	30.6%	10.4%	14.9%	N=268
「問題は具体的化させずに“思いやり”で解決志向」ランク	高群	34.3%	32.8%	16.0%	16.8%	N=268
	中・高群	32.8%	38.8%	16.8%	11.6%	N=268
	中・低群	40.4%	33.3%	10.5%	15.7%	N=267
	低群	41.8%	32.1%	17.9%	8.2%	N=268

表4 Q5 住宅を選ぶ際の忌避意識(1) 同和地区の地域内である

		避けると思う	どちらかといえば避けると思う	どちらかといえば避けたくないと思う	まったく気にしない	回答なし			「避ける」	「避けない」
「公的・行政的解決志向」ランク	高群	19.5%	34.5%	24.3%	19.5%	2.2%	N=267	↓	53.9%	↑ 43.8%
	中・高群	26.7%	39.8%	16.2%	16.9%	0.4%	N=266		66.5%	↑ 33.1%
	中・低群	31.3%	41.0%	16.8%	10.8%	0.0%	N=268		72.4%	↑ 27.6%
	低群	30.2%	41.8%	13.1%	13.8%	1.1%	N=268	↓	72.0%	↑ 26.9%
「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」ランク	高群	37.8%	38.6%	10.9%	11.6%	1.1%	N=267	↑	76.4%	↓ 22.5%
	中・高群	29.5%	41.0%	16.4%	11.6%	1.5%	N=268		70.5%	↓ 28.0%
	中・低群	24.8%	42.9%	20.7%	11.7%	0.0%	N=266		67.7%	↓ 32.3%
	低群	15.7%	34.3%	22.4%	26.5%	1.1%	N=268	↓	50.0%	↓ 48.9%
「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」ランク	高群	34.0%	35.1%	13.1%	16.4%	1.5%	N=268	↑	69.0%	↓ 29.5%
	中・高群	28.1%	38.6%	18.0%	14.2%	1.1%	N=267		66.7%	↓ 32.2%
	中・低群	23.7%	41.7%	21.1%	13.5%	0.0%	N=266		65.4%	↓ 34.6%
	低群	22.0%	41.4%	18.3%	17.2%	1.1%	N=268	↓	63.4%	↓ 35.4%
「問題は具体的化させずに“思いやり”で解決志向」ランク	高群	27.6%	39.6%	14.9%	16.0%	1.9%	N=268		67.2%	↓ 31.0%
	中・高群	25.7%	42.9%	16.8%	13.8%	0.7%	N=268		68.7%	↓ 30.6%
	中・低群	24.7%	38.6%	23.2%	12.7%	0.7%	N=267		63.3%	↓ 36.0%
	低群	29.9%	35.8%	15.3%	18.7%	0.4%	N=268		65.7%	↓ 34.0%

「土地」については、ともかくも「避けない」と答えた割合（「どちらかといえば避けたくないと思う」「まったく気にしない」の合計）をみると「公的・行政的解決志向」の強い層（高群）に高く、「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」の弱い層（低群）に高い。

結婚については「問題にしない」と答えた割合は、「公的・行政的解決志向」の強い層（高群）に高く、「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」「問題は具体的化させずに“思いやり”で解決志向」の弱い層（低群）に高い。

これらを見る限りでは、「公的・行政的解決志向」性は、反差別的態度と相関するようである。ちなみに問13の「同和地区に対するイメージ」についてみた場合も、積極的イメージを持つ者は、共通して「公的・行政的解決志向」性の高い者に多くなり、また、おおむね「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」の弱い者に多くなっているが、(3)“同和問題以外の人権問題にも積極的に取り組んでいる”は例そうした関係が確認できない。

表5 Q13 同和地区に対するイメージ(1)地区外の人に対して、閉鎖的な意識を持った人が多い

		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえない	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	回答なし		賛成	反対
「公的・行政的解決志向」 ランク	高群	10.9%	20.2%	32.6%	10.9%	16.1%	9.4%	N=267	31.1%	27.0%
	中・高群	12.4%	20.3%	35.7%	8.6%	12.8%	10.2%	N=266	32.7%	21.4%
	中・低群	8.6%	29.5%	36.6%	11.2%	7.8%	6.3%	N=268	38.1%	19.0%
	低群	13.8%	28.7%	29.5%	9.0%	13.1%	6.0%	N=268	42.5%	22.0%
「反対・抗議より自助努力 で差別解決志向」ランク	高群	20.6%	24.3%	24.3%	7.1%	10.9%	12.7%	N=267	44.9%	18.0%
	中・高群	9.3%	30.2%	32.5%	12.3%	8.6%	7.1%	N=268	39.6%	20.9%
	中・低群	8.6%	25.2%	41.7%	10.2%	8.3%	6.0%	N=266	33.8%	18.4%
	低群	6.7%	19.0%	35.8%	10.1%	22.4%	6.0%	N=268	25.7%	32.5%
「個人的権利より義務・ 共同体優先／能力主義 志向」ランク	高群	16.8%	22.8%	24.6%	10.1%	14.9%	10.8%	N=268	39.6%	25.0%
	中・高群	10.1%	26.6%	35.2%	9.0%	11.2%	7.9%	N=267	36.7%	20.2%
	中・低群	9.0%	24.8%	41.4%	11.7%	7.5%	5.6%	N=266	33.8%	19.2%
	低群	9.7%	25.0%	32.8%	8.6%	16.4%	7.5%	N=268	34.7%	25.0%
「問題は具体的化せず に“思いやり”で解決志向」 ランク	高群	9.7%	22.0%	29.1%	8.2%	18.3%	12.7%	N=268	31.7%	26.5%
	中・高群	9.7%	24.6%	39.6%	9.3%	10.8%	6.0%	N=268	34.3%	20.1%
	中・低群	9.0%	26.2%	36.7%	10.1%	10.5%	7.5%	N=267	35.2%	20.6%
	低群	17.2%	26.1%	28.7%	11.9%	10.4%	5.6%	N=268	43.3%	22.4%

表6 Q13 同和地区に対するイメージ(2)なにか問題が起こると、集団で行動することが多い

		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえない	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	回答なし		賛成	反対
「公的・行政的解決志向」 ランク	高群	17.6%	22.8%	27.3%	9.7%	13.1%	9.4%	N=267	40.4%	22.8%
	中・高群	21.4%	24.8%	28.2%	6.8%	9.8%	9.0%	N=266	46.2%	16.5%
	中・低群	16.8%	34.3%	31.0%	6.7%	5.6%	5.6%	N=268	51.1%	12.3%
	低群	23.1%	33.6%	22.4%	7.1%	8.2%	5.6%	N=268	56.7%	15.3%
「反対・抗議より自助努力 で差別解決志向」ランク	高群	36.3%	25.5%	16.1%	5.2%	5.6%	11.2%	N=267	61.8%	10.9%
	中・高群	20.1%	32.5%	28.7%	6.7%	4.9%	7.1%	N=268	52.6%	11.6%
	中・低群	13.5%	33.1%	31.2%	7.1%	9.0%	6.0%	N=266	46.6%	16.2%
	低群	8.2%	25.0%	32.8%	11.6%	17.2%	5.2%	N=268	33.2%	28.7%
「個人的権利より義務・ 共同体優先／能力主義 志向」ランク	高群	26.1%	28.0%	17.5%	8.6%	10.1%	9.7%	N=268	54.1%	18.7%
	中・高群	22.8%	25.8%	30.7%	5.6%	8.2%	6.7%	N=267	48.7%	13.9%
	中・低群	15.0%	32.7%	30.5%	9.8%	6.4%	5.6%	N=266	47.7%	16.2%
	低群	14.6%	29.5%	29.9%	6.7%	11.9%	7.5%	N=268	44.0%	18.7%
「問題は具体的化せず に“思いやり”で解決志向」 ランク	高群	17.5%	27.6%	25.0%	7.8%	10.4%	11.6%	N=268	45.1%	18.3%
	中・高群	20.1%	31.0%	29.5%	6.7%	7.5%	5.2%	N=268	51.1%	14.2%
	中・低群	17.6%	28.1%	30.7%	8.2%	8.2%	7.1%	N=267	45.7%	16.5%
	低群	23.5%	29.1%	23.5%	7.8%	10.4%	5.6%	N=268	52.6%	18.3%

表7 Q13 同和地区に対するイメージ(3)高齢者等への生活支援など、同和問題以外の人権問題にも積極的な取組み

		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえない	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	回答なし		賛成	反対
「公的・行政的解決志向」 ランク	高群	15.0%	25.1%	36.7%	8.6%	4.5%	10.1%	N=267	40.1%	13.1%
	中・高群	8.3%	24.8%	46.6%	6.8%	3.4%	10.2%	N=266	33.1%	10.2%
	中・低群	12.3%	19.4%	52.2%	6.7%	3.0%	6.3%	N=268	31.7%	9.7%
	低群	14.6%	23.9%	41.0%	7.5%	6.3%	6.7%	N=268	38.4%	13.8%
「反対・抗議より自助努力 で差別解決志向」ランク	高群	20.2%	21.7%	35.6%	4.9%	4.9%	12.7%	N=267	41.9%	9.7%
	中・高群	12.3%	21.3%	47.4%	8.6%	3.4%	7.1%	N=268	33.6%	11.9%
	中・低群	6.0%	24.8%	50.0%	8.6%	2.6%	7.9%	N=266	30.8%	11.3%
	低群	11.2%	25.4%	44.0%	7.5%	6.3%	5.6%	N=268	36.6%	13.8%
「個人的権利より義務・ 共同体優先／能力主義 志向」ランク	高群	16.0%	21.6%	39.6%	6.3%	6.0%	10.4%	N=268	37.7%	12.3%
	中・高群	16.1%	22.8%	42.3%	7.5%	3.7%	7.5%	N=267	39.0%	11.2%
	中・低群	8.6%	21.8%	51.1%	7.9%	3.4%	7.1%	N=266	30.5%	11.3%
	低群	9.3%	27.2%	43.7%	7.5%	4.1%	8.2%	N=268	36.6%	11.6%
「問題は具体的化せず に“思いやり”で解決志向」 ランク	高群	17.9%	19.4%	40.7%	5.6%	3.7%	12.7%	N=268	37.3%	9.3%
	中・高群	11.9%	28.7%	42.9%	6.7%	3.7%	6.0%	N=268	40.7%	10.4%
	中・低群	9.0%	22.8%	49.4%	8.2%	2.6%	7.9%	N=267	31.8%	10.9%
	低群	11.2%	22.4%	43.7%	9.0%	7.1%	6.7%	N=268	33.6%	16.0%

表8 Q13 同和地区に対するイメージ(4)同和問題を口実に、不当な利益を得ようとしている個人や団体がある

		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえない	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	回答なし		賛成	反対
「公的・行政的解決志向」 ランク	高群	21.3%	23.6%	32.2%	3.7%	9.7%	9.4%	N=267	44.9%	13.5%
	中・高群	23.7%	27.1%	27.1%	4.5%	7.1%	10.5%	N=266	50.8%	11.7%
	中・低群	28.0%	30.6%	25.7%	4.9%	4.5%	6.3%	N=268	58.6%	9.3%
	低群	38.1%	23.9%	24.6%	3.4%	3.7%	6.3%	N=268	61.9%	7.1%
「反対・抗議より自助努力 で差別解決志向」ランク	高群	40.1%	20.6%	21.3%	2.2%	3.4%	12.4%	N=267	60.7%	5.6%
	中・高群	29.1%	25.0%	30.2%	3.7%	4.9%	7.1%	N=268	54.1%	8.6%
	中・低群	18.4%	30.8%	31.2%	4.5%	8.3%	6.8%	N=266	49.2%	12.8%
	低群	23.1%	28.7%	27.2%	6.0%	8.6%	6.3%	N=268	51.9%	14.6%
「個人的権利より義務・ 共同体優先／能力主義 志向」ランク	高群	40.7%	21.6%	18.3%	2.6%	6.7%	10.1%	N=268	62.3%	9.3%
	中・高群	30.7%	24.0%	27.0%	4.1%	6.4%	7.9%	N=267	54.7%	10.5%
	中・低群	17.3%	32.7%	33.1%	4.9%	5.6%	6.4%	N=266	50.0%	10.5%
	低群	22.4%	26.5%	31.7%	4.9%	6.3%	8.2%	N=268	48.9%	11.2%
「問題は具体的化させず に“思いやり”で解決志向」 ランク	高群	25.0%	18.7%	29.1%	5.2%	9.7%	12.3%	N=268	43.7%	14.9%
	中・高群	28.4%	27.2%	27.6%	4.5%	6.0%	6.3%	N=268	55.6%	10.4%
	中・低群	24.3%	31.1%	29.2%	3.7%	3.7%	7.9%	N=267	55.4%	7.5%
	低群	33.6%	28.0%	23.9%	3.0%	5.6%	6.0%	N=268	61.6%	8.6%

表9 Q13 同和地区に対するイメージ(5)同和地区の人々が地域外の人々との交流に力を入れている

		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえない	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	回答なし		賛成	反対
「公的・行政的解決志向」 ランク	高群	10.5%	18.0%	52.4%	5.2%	4.1%	9.7%	N=267	28.5%	9.4%
	中・高群	6.4%	13.2%	55.6%	7.5%	6.4%	10.9%	N=266	19.5%	13.9%
	中・低群	1.9%	11.6%	57.5%	16.0%	6.7%	6.3%	N=268	13.4%	22.8%
	低群	3.7%	9.0%	52.2%	16.4%	12.3%	6.3%	N=268	12.7%	28.7%
「反対・抗議より自助努力 で差別解決志向」ランク	高群	7.1%	9.7%	44.2%	12.0%	13.9%	13.1%	N=267	16.9%	25.8%
	中・高群	3.0%	11.6%	56.3%	15.7%	6.3%	7.1%	N=268	14.6%	22.0%
	中・低群	1.9%	14.7%	62.4%	9.0%	5.3%	6.8%	N=266	16.5%	14.3%
	低群	10.4%	15.3%	55.2%	8.6%	4.1%	6.3%	N=268	25.7%	12.7%
「個人的権利より義務・ 共同体優先／能力主義 志向」ランク	高群	7.5%	12.7%	46.6%	12.7%	10.1%	10.4%	N=268	20.1%	22.8%
	中・高群	6.4%	14.2%	51.7%	11.2%	8.6%	7.9%	N=267	20.6%	19.9%
	中・低群	3.8%	10.5%	60.9%	13.2%	4.9%	6.8%	N=266	14.3%	18.0%
	低群	4.9%	14.6%	58.2%	8.2%	6.0%	8.2%	N=268	19.4%	14.2%
「問題は具体的化させず に“思いやり”で解決志向」 ランク	高群	6.7%	14.2%	47.8%	12.3%	6.3%	12.7%	N=268	20.9%	18.7%
	中・高群	5.6%	13.8%	58.2%	9.0%	7.5%	6.0%	N=268	19.4%	16.4%
	中・低群	4.9%	12.4%	58.1%	11.2%	5.6%	7.9%	N=267	17.2%	16.9%
	低群	5.2%	11.6%	53.7%	12.7%	10.1%	6.7%	N=268	16.8%	22.8%

表10 Q13 同和地区に対するイメージ(6)いまでも行政から特別な扱いを受け、優遇されている

		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえない	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	回答なし		賛成	反対
「公的・行政的解決志向」 ランク	高群	18.7%	22.1%	33.0%	7.5%	10.1%	8.6%	N=267	40.8%	17.6%
	中・高群	21.8%	28.9%	30.5%	4.1%	5.6%	9.0%	N=266	50.8%	9.8%
	中・低群	25.4%	38.4%	24.3%	2.6%	3.4%	6.0%	N=268	63.8%	6.0%
	低群	39.2%	29.9%	20.1%	1.9%	3.4%	5.6%	N=268	69.0%	5.2%
「反対・抗議より自助努力 で差別解決志向」ランク	高群	46.1%	24.7%	14.6%	1.1%	3.0%	10.5%	N=267	70.8%	4.1%
	中・高群	27.2%	34.0%	25.7%	3.4%	2.6%	7.1%	N=268	61.2%	6.0%
	中・低群	16.9%	34.2%	33.8%	3.8%	4.9%	6.4%	N=266	51.1%	8.6%
	低群	14.2%	26.9%	34.0%	7.8%	11.9%	5.2%	N=268	41.0%	19.8%
「個人的権利より義務・ 共同体優先／能力主義 志向」ランク	高群	40.3%	26.1%	17.2%	1.9%	5.6%	9.0%	N=268	66.4%	7.5%
	中・高群	30.0%	28.1%	26.6%	4.5%	4.1%	6.7%	N=267	58.1%	8.6%
	中・低群	18.8%	31.6%	35.3%	4.5%	3.8%	6.0%	N=266	50.4%	8.3%
	低群	15.7%	33.6%	29.1%	5.2%	9.0%	7.5%	N=268	49.3%	14.2%
「問題は具体的化させず に“思いやり”で解決志向」 ランク	高群	26.9%	28.7%	22.8%	3.7%	6.7%	11.2%	N=268	55.6%	10.4%
	中・高群	29.1%	32.5%	26.1%	2.2%	4.9%	5.2%	N=268	61.6%	7.1%
	中・低群	19.5%	30.7%	33.0%	4.9%	4.9%	7.1%	N=267	50.2%	9.7%
	低群	29.5%	27.6%	26.1%	5.2%	6.0%	5.6%	N=268	57.1%	11.2%

表11 Q13 同和地区に対するイメージ(7)同和地区の人々がかたまって住まないで、分散して住むようにすれば差別はなくなる

		そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか といえ ば そう思わ ない	そう思わ ない	回答なし		賛成	反対
「公的・行政的解決志向」 ランク	高群	18.7%	16.9%	31.1%	8.2%	16.9%	8.2%	N=267	35.6%	25.1%
	中・高群	16.5%	23.3%	36.1%	5.6%	9.4%	9.0%	N=266	39.8%	15.0%
	中・低群	14.6%	29.1%	33.2%	10.1%	7.5%	5.6%	N=268	43.7%	17.5%
	低群	18.7%	26.5%	32.1%	7.1%	10.1%	5.6%	N=268	45.1%	17.2%
「反対・抗議より自助努力 で差別解決志向」ランク	高群	26.2%	19.9%	25.5%	6.4%	11.6%	10.5%	N=267	46.1%	18.0%
	中・高群	15.7%	26.9%	35.8%	7.1%	7.8%	6.7%	N=268	42.5%	14.9%
	中・低群	13.2%	32.3%	34.6%	7.9%	5.6%	6.4%	N=266	45.5%	13.5%
	低群	12.7%	17.2%	36.9%	9.7%	18.7%	4.9%	N=268	29.9%	28.4%
「個人的権利より義務・ 共同体優先／能力主義 志向」ランク	高群	22.8%	18.7%	31.7%	6.7%	11.6%	8.6%	N=268	41.4%	18.3%
	中・高群	19.1%	25.8%	29.6%	8.6%	10.1%	6.7%	N=267	44.9%	18.7%
	中・低群	13.2%	28.6%	36.1%	8.3%	8.3%	5.6%	N=266	41.7%	16.5%
	低群	13.4%	22.4%	35.4%	7.5%	13.8%	7.5%	N=268	35.8%	21.3%
「問題は具体的化せず に“思いやり”で解決志向」 ランク	高群	28.0%	24.3%	25.7%	5.6%	6.0%	10.4%	N=268	52.2%	11.6%
	中・高群	20.9%	28.7%	33.6%	4.9%	7.5%	4.5%	N=268	49.6%	12.3%
	中・低群	9.7%	23.2%	37.5%	10.5%	11.6%	7.5%	N=267	33.0%	22.1%
	低群	9.7%	19.8%	35.8%	10.1%	18.7%	6.0%	N=268	29.5%	28.7%

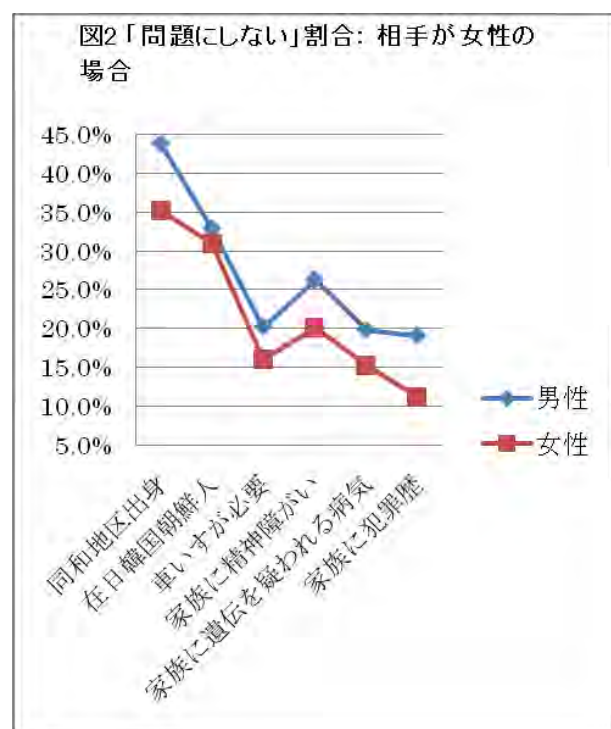
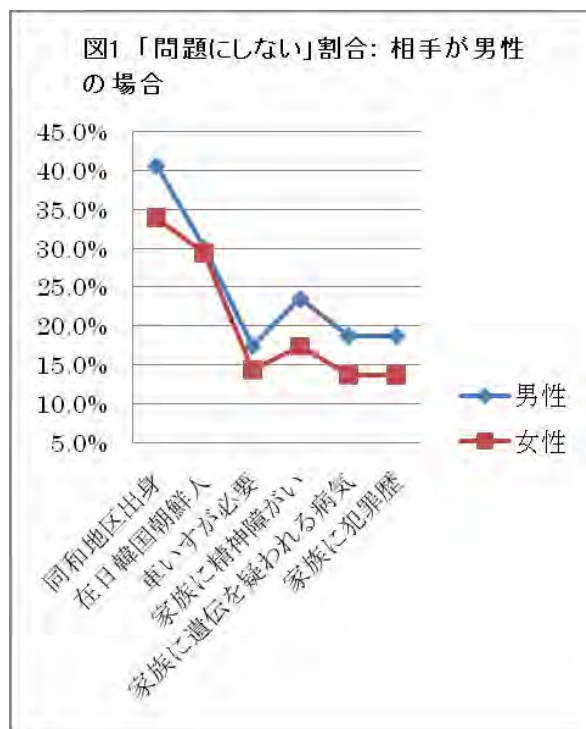
以上から、反差別的態度は「公的・行政的解決志向」性の強い者に多くなり、「反対・抗議より自助努力で差別解決志向」「個人的権利より義務・共同体優先／能力主義志向」の弱い者に多いことが共通していることがわかる。公的・行政的解決を志向することは、個人レベルの能力や自助努力、義務を果たすことや我慢によって問題を解決することとは、逆の方向性を持つことであるから、問題を個人的・私的に解決しようと志すか、公的に解決しようと志すかという方向性が、同和地区に対する反差別―差別の態度と関わるということができらるだろう。

補論 結婚に対する考え方(【問3】【問4】)

1. 結婚差別と性別役割分業意識：問題提起

これまで各地の自治体が実施してきた人権意識調査をみると、多くの場合、「結婚差別」に対する“性差”が注意をひく。女性の回答者のほうが差別意識が強い、という傾向が一般的に散見されるからである。しかし、だからといって単純に「女性の方が差別的である」とは言い切れまい。多様な人権課題に対する意識をみると、女性のほうが、差別をより敏感に感じとる領域もあれば、その逆もあるからである。それならば、なぜ結婚差別においては、こと女性が差別的な回答を多くすることになるのだろうか。

下記の図1・2は、【問4】でお子さんの結婚相手が、親としてあなたが望む条件を満たしているとして、(1)同和地区出身者、(2)日本で生まれ育った在日韓国朝鮮人、(3)車いすが必要な人、(4)家族に精神障がいがある、(5)家族に遺伝を疑われる病気がある、(6)親族に犯罪歴がある、という場合に、どのような態度をとるかを示した結果から、「問題にしない」と答えた割合を示したものである。「在日韓国・朝鮮人」「車いすが必要な人」ではほとんど差がないが、その他の相手に対しては、男性のほうが女性より、「問題にしない」割合が高い。



2. 結婚相手に求める条件

このことを考える手がかりとして、【問3】でたずねた、“結婚相手に求める条件”を検討したい。結婚相手を考える際に、どのような条件を重視するか、(1)自分自身の場合、(2)子どもの結婚の場合（相手が女性の場合／相手が男性の場合）について、15の条件から3つまで選ぶよう求めた結果は、報告書のp.22以下のとおりであるが、これらについて、相手が男性の場合と、相手が女性の場合に、どれほど差があるのかを、より分かりやすくするために下記の表1～4を作成した。それぞれ、多かった順に示し、さらにその条件を選んだ回答者の割合が「相手が女性の場合」と「相手が男性の場合」とで1割以上の差があった場合、多かった方にアミをかけ、その差を欄外右側に示している。なお、異性愛中心主義的ではあるが、「自分の結婚相手」の場合には、回答者が女性なら“男性の相手”、回答者が男性の場合には、“女性の相手”に求める条件をあげたとみなすこととする。

表1 自分の結婚相手
＝男性に求める条件（回答者・女性）

1	性格	79.1%	18.7
2	健康状態	43.7%	
3	職業	27.9%	15.7
4	家庭環境	23.1%	
5	収入・財産	21.9%	
6	行動力・実行力	19.8%	
7	思想・信条	9.6%	
8	容姿・身なり	9.3%	
9	年齢	8.9%	
10	初婚	7.0%	
11	教養・センス	6.7%	
12	趣味・特技	6.5%	
13	宗教	3.6%	
14	学歴	2.9%	
15	家事能力	2.1%	

表2 自分の結婚相手
＝女性に求める条件（回答者・男性）

1	性格	83.9%	13.8
2	健康状態	46.5%	
3	家庭環境	23.3%	12.3
4	容姿・身なり	23.1%	
5	家事能力	14.4%	
6	年齢	13.2%	
7	思想・信条	13.0%	
8	教養・センス	11.3%	
9	趣味・特技	9.6%	
10	職業	9.3%	
11	行動力・実行力	9.1%	
12	初婚	7.9%	
13	収入・財産	6.2%	
14	宗教	1.9%	
15	学歴	1.5%	

自分の結婚相手に求める条件（表 1， 2）をみると、回答者が女性、男性の場合とも、「性格」が 1 位、「健康状況」が 2 位であり、「家庭環境」も近い順位ににあるが、その他で上位にあがっている条件にはかなり差がある。とくに差が大きいのは、回答者が女性の場合（男性の結婚相手に対して）「職業」「収入・財産」を求める割合が大きいこと、回答者が男性の場合（女性の結婚相手に対して）「容姿・身なり」「家事能力」をあげる割合が大きいことである。「男性は外で働き、女性は家を守る」という固定した性別役割分業意識、「女性は見た目が美しい方がよい」という意識が背景に働いていると思われる。

なお、「職業」「収入・財産」といった、女性がより多くあげている条件は、結婚差別と深く関わることに注意が必要である。これらは、差別や社会的排除の影響を強く受ける項目であるがゆえに、たとえば「部落の出身者であれば、仕事に偏りがあるだろう」とか「収入はあまり多くないだろう」といった思いこみと容易に結びつき、部落出身者に対する結婚差別を強化するという作用を持つ。これに対して、「容姿・身なり」「家事能力」は、そのような作用を及ぼすとは考えにくい。こうしたことの結果、女性が、男性の結婚相手に対して、より差別的な態度をとることになっているのではなかろうか。だとすれば、女性が「男性は外で働き、稼いでくるもの」といった性別役割分業意識を変えることも、結婚差別の問題に取り組んでいく上では、大切なことの 1 つになる。

一方、子どもの結婚相手の場合ではどうだろうか。下記の表は、すべての回答者が「相手が女性の場合」「相手が男性の場合」にあげた条件を、同様に示したものである。

表 3 子どもの結婚-相手が女性の場合
(回答者は男女とも)

1	性格	74.1%	
2	健康状態	48.0%	
3	家庭環境	32.9%	10.4%
4	容姿・身なり	10.8%	
5	家事能力	23.9%	21.1%
6	年齢	8.6%	
7	思想・信条	7.6%	
8	教養・センス	13.6%	
9	趣味・特技	2.4%	
10	職業	7.6%	
11	行動力・実行力	6.6%	
12	初婚	7.2%	
13	収入・財産	5.0%	
14	宗教	2.9%	
15	学歴	1.6%	

表 4 子どもの結婚-相手が男性の場合
(回答者は男女とも)

1	性格	65.4%	
2	健康状態	40.8%	
3	職業	32.4%	24.9%
4	収入・財産	31.3%	26.2%
5	家庭環境	22.5%	
6	行動力・実行力	18.2%	11.7%
7	思想・信条	7.6%	
8	容姿・身なり	4.1%	
9	年齢	4.5%	
10	初婚	6.6%	
11	教養・センス	7.4%	
12	趣味・特技	2.0%	
13	宗教	3.0%	
14	学歴	4.6%	
15	家事能力	2.9%	

相手が男性の場合、「職業」「収入・財産」「行動力・実行力」を求める割合、相手が女性の場合には「家庭環境」「家事能力」の割合で大きな差がみられる。やはり性別役割分業意識の影響がみられると共に、男性に対する「職業」「収入・財産」、女性に対する「家庭環境」は、結婚差別に影響を与える項目である。

なお、紙幅の関係もあり、子どもの結婚相手に求める条件については、あえて回答者の性別による表を作成しなかった。というのも、報告書の p. 24、p. 26 に示された性別の集計表（図表

3-2②-1、3-2③-1) をみても、回答者の性別による差はほとんどみられないからである。このことからわかるのは、男性も女性も、固定された性別役割分業意識から影響を受けていることには変わりがない、という点である。つまり、女性だけが、結婚に対して差別的なのではなく、女性の選んだ条件が、より、結婚差別と結びつきやすいことの結果、「女性のほうが、結婚に対して差別的になったように見える」のだと考えられる。

3. 結婚に対する態度の相関

(1)同和地区出身者、(2)日本で生まれ育った在日韓国朝鮮人、(3)車いすが必要な人、(4)家族に精神障がいがある、(5)家族に遺伝を疑われる病気がある、(6)親族に犯罪歴がある、という6つの対象集団に対する態度には、どのような相関があるだろうか。表5・6にスピアマンの順位相関係数を示した。相関係数とは、質問どうしの結びつきの強さを示すもので、1から-1の間の値をとり、絶対値が1に近いほど相関が強く、0はまったく相関がないことを表す（なお「回答なし」は除外）。

相手が女性の場合、男性の場合とも、「家族に精神障がいがある」「家族に遺伝を疑われる病気がある」の相関、次に「同和地区出身者」「在日韓国・朝鮮人」の相関が高い。したがってそれぞれ2つの集団に対しては、結婚について同様の態度をとっている人が比較的多いことがわかる。一方、最も相関係数が低いのは「同和地区出身者」と「親族に犯罪歴がある」、「在日韓国・朝鮮人」と「親族に犯罪歴がある」で、それぞれ2つの集団に対しては、結婚への態度が違う人が比較的多いことになる。

表5 相手が女性の場合

	同和地区出身	在日韓国朝鮮人	車いすが必要	家族に精神障がい	家族に遺伝・病気	親族に犯罪歴
同和地区出身	1.000	.642**	.491**	.496**	.471**	.401**
在日韓国朝鮮人		1.000	.491**	.466**	.440**	.401**
車いすが必要			1.000	.558**	.542**	.408**
家族に精神障がい				1.000	.704**	.556**
家族に遺伝・病気					1.000**	.569**
親族に犯罪歴						1.000

表6 相手が男性の場合

	同和地区出身	在日韓国朝鮮人	車いすが必要	家族に精神障がい	家族に遺伝・病気	親族に犯罪歴
同和地区出身	1.000	.667**	.490**	.482**	.482**	.410**
在日韓国朝鮮人		1.000	.511**	.488**	.451**	.410**
車いすが必要			1.000	.591**	.569**	.444**
家族に精神障がい					.716**	.574**
家族に遺伝・病気					1.000	.586**
親族に犯罪歴						1.000

4. 最も相関の低い2集団に対する態度と結婚の条件

最も相関係数が低いのは「同和地区出身者」と「親族に犯罪歴がある」、「在日韓国・朝鮮人」と「親族に犯罪歴がある」であったが、紙幅の関係もあるので、「同和地区出身者」と「親族に犯罪歴がある人」との結婚に、「一貫して賛成」「一貫して反対」の回答者では、結婚相手に求める条件に違いがあるかをここでは見てみたい。

表7 「一貫して賛成」「一貫して反対」の者があげる結婚の条件

		職業	性格	家庭環境	収入・財産	容姿・身なり	教養・センス	思想・信条	行動力・実行力	趣味・特技	健康状態	学歴	家事能力	年齢	宗教	初婚	合計
相手が女性	一貫して賛成	8	124	21	5	20	35	28	14	10	58	0	42	11	5	7	141
		5.7%	87.9%	14.9%	3.5%	14.2%	24.8%	19.9%	9.9%	7.1%	41.1%	0.0%	29.8%	7.8%	3.5%	5.0%	100.0%
	一貫して反対	8	85	54	10	13	10	7	6	1	66	8	22	10	7	13	110
		7.3%	77.3%	49.1%	9.1%	11.8%	9.1%	6.4%	5.5%	0.9%	60.0%	7.3%	20.0%	9.1%	6.4%	11.8%	100.0%
相手が男性	一貫して賛成	26	106	11	40	6	21	25	33	6	56	4	7	12	6	5	131
		19.8%	80.9%	8.4%	30.5%	4.6%	16.0%	19.1%	25.2%	4.6%	42.7%	3.1%	5.3%	9.2%	4.6%	3.8%	100.0%
	一貫して反対	62	98	59	58	10	6	7	14	1	67	12	5	4	5	18	146
		42.5%	67.1%	40.4%	39.7%	6.8%	4.1%	4.8%	9.6%	0.7%	45.9%	8.2%	3.4%	2.7%	3.4%	12.3%	100.0%

「一貫して賛成」「一貫して反対」の間に（1割以上の差があるものに注目すると、「一貫して賛成」の者は、女性の相手に対しては「性格」「教養・センス」「思想・信条」を多くあげ、男性の相手には「性格」「教養・センス」「思想・信条」「行動力・実行力」をあげている。

一方、「一貫して反対」の者は、女性の相手に対しては「健康状態」「家庭環境」を多くあげ、男性の相手に対しては、「職業」「家庭環境」「初婚」をあげる割合が多い。

「一貫して賛成」の場合、相手の個人的な性質や考え方などをあげているが、「一貫して反対」の場合には、本人の意志によらない「家庭環境」や、「職業」といった社会的条件があがっている。

学校における同和問題に関する教育は、どのような成果をもたらしたのか

関西大学社会学部 教授

石元 清英

図表5-1①でみたように、学校で同和問題（部落差別）に関する教育（以下、同和教育という）を受けたことがあるという人は51.3%、受けたことがないという人は46.7%であった（無回答2.0%）。年齢別では、同和教育を受けたことがあるのは40歳代がもっとも多く（84.4%）、次いで30歳代（81.6%）、50歳代（69.6%）、20歳代（61.6%）、16～19歳（61.4%）であるが、60歳代になると30.2%、70歳代、80歳以上では20%未満であった。そこで、学校における同和教育が人権意識にどのような影響を与えているのか、16～59歳について、同和教育を受けた経験の有無別に人権意識のありようを考察したい。

なお、年齢を16～59歳に限定したのは、60歳以上をも含む回答者全体を対象とすると、同和教育を受けたことがないと回答した人たちに占める60歳以上の構成比が高くなり、同和教育の経験がないという人たちの人権意識に60歳以上の人たちの意識状況が強く反映されてしまうからである。つまり、同和教育を受けた経験の有無別比較が、その経験率の高い16～59歳と経験率の低い60歳以上との、年齢階層による比較に近くなり、同和教育の効果が把握しづらくなってしまうのである。そのため、同和教育を受けたことがあるという回答が60%を超える16～59歳の年齢層を考察の対象とした。

表2-1は、問1の、さまざまな人権問題に関する行為や意見（問2の「差別や同和問題があることを口に出さないで、そっとしておけばよい（自然に差別はなくなる）」という意見を含む）に対する考えを学校で同和教育を受けた経験の有無別にみたものである（表に示した数字は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた構成比で、同和教育を受けたと回答した人は496人、受けたことがないと回答した人は171人であった）。

これによると、同和教育を受けた経験の有無による回答の差は、それほど顕著なものではなく、構成比の差がほとんどない項目が多くみられる。構成比の差が3ポイント未満であるのは、「ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ることは問題だ」「外国人であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否することは問題だ」「保護者が子どものしつけのために、時には体罰を加えることも必要だ」「結婚しないで子どもを産んでもよい」「犯罪被害者の氏名などを関係者の了解なしに報道することは問題だ」「教師が子どもの指導のために、体罰を加えることは問題だ」「差別や同和問題があることを口に出さないで、そっとしておけばよい（自然に差別はなくなる）」、以上の7つである。そして、構成比の差がもっとも大きいのは、「結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うことは問題ない」の6.3ポイントで、次いで「ニートや引きこもりの状態になるのは、本人の責任が大きい」が6.0ポイントとなっている程度である。

このように、学校で同和教育を受けた経験がある人となない人の、人権問題に対する認識には、大きな差がないといえる。もとより、さまざまな人権問題に対する認識は、学校教育だけによって形成されるものではなく、家族や知人・友人などからの影響や各種メディアからの情報、日常生活における経験など、非常に多様な要因により形成されるものといえる。それに、学校で同和教育を受けたといっても、その受講頻度は、もっとも多く受けた時期で、「ほぼ毎週」6.0%、

表2-1にあがった項目で、同和問題にかかわるものは、「結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うことは問題ない」と「差別や同和問題があることを口に出さないで、そっとしておけばよい（自然に差別はなくなる）」の2つである。これらについてみると、「結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うことは問題ない」という考え方を肯定するのは、同和教育を受けた人で38.1%、受けなかった人で44.4%と、同和教育を受けたことがあるという人のほうが結婚の際の身元調査を肯定する人がやや少なくなっている。結婚に際しての身元調査は問題であるとする人が同和教育を受けたことがある人にやや多いのであり、この点については、同和教育の効果があらわれているとみることができるかもしれない。しかし、「差別や同和問題があることを口に出さないで、そっとしておけばよい（自然に差別はなくなる）」という考え方を肯定する人は、同和教育を受けた人で44.0%、受けなかった人で42.7%と、ほとんど差がみられない。この考え方は、いわゆる「寝た子を起こすな」論で、「寝た子を起こす」同和教育を受けたことがある人に「寝た子を起こすな」という意見を否定する回答がとくに多くなかったことは、同和教育を行うことの意義が同和教育を受けた人たちに十分に伝わっていないのではないだろうか。

[illegible]

これによると、子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合、「考え直すように言う」という回答は、相手が女性の場合も男性の場合も、同和教育を受けた経験のある人のほうがその経験がない人よりもやや少なくなっている（相手が女性の場合3.2ポイント、相手が男性の場合3.8ポイント、それぞれ低い）。しかし、「問題にしない」という回答の構成比には大きな差はみられず、相手が男性の場合、「親としては反対だが、子どもの意志が固ければ仕方がない」という消極的に結婚を認める回答の構成比が同和教育を受けた人のほうが6ポイントほど高い。こ

のように、子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合の態度については、同和教育を受けた人も受けなかった人も、たいして変わらないといっている。

同和地区出身者と同和地区外出身者との通婚は、戦後一貫して増加し、結婚をめぐる部落差別のありようも大きく変化しているといわれるが、部落差別が顕著な形であらわれやすいのは、依然として結婚であろう。そのため、同和教育では結婚差別を扱うことが多く、学校で同和教育を受けたことがあると回答した640人のうち、結婚差別について習ったという人は51.9%となっている（16～59歳では54.0%）。それにもかかわらず、同和教育を受けた人たちの、子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合の態度については、同和教育を受けなかった人たちとの違いがそれほどみられないのである。

表2-2 学校で同和教育を受けた経験の有無別結婚相手が同和地区出身者である場合にとる態度（16～59歳、%）

		問題にしない	固が親 け、と れ子し ばどて 仕もは 方の反 な意対 い志だ が	考え直 すよう に言う	無回答
相手が女性の場合	ある	54.4	35.1	10.1	0.4
	ない	51.9	34.2	13.3	0.6
相手が男性の場合	ある	50.0	34.6	14.1	1.3
	ない	51.9	28.2	17.9	1.9

表2-3は、問5の住宅を選ぶ際の忌避意識を同和教育を受けた経験の有無別にみたものである（同和教育を受けたことがあると回答した人は496人、受けたことがないと回答して人は171人である）。

これによると、家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、その物件が同和地区の地域内にあった場合、「避けると思う」という回答は、同和教育を受けた経験のある人のほうが4ポイントほど少なくなっている。しかし、「どちらかといえば避けると思う」という回答は、同和教育を受けたことがない人に比べて11ポイントも高くなっており、「どちらかといえば避けないと思う」「まったく気にしない」という回答は、同和教育を受けた経験のある人のほうがそれぞれやや少ない。つまり、同和教育を受けたという人には「避けると思う」という回答がやや少ないものの、「まったく気にしない」という回答も同様に少ないのである。そして、住宅が同和地区と同じ小学校の区域となる場合も、同和教育を受けたことがある人のほうが「避けると思う」という回答がやや少ないものの、「どちらかといえば避けると思う」という回答がやや多く、「どちらかといえば避けないと思う」と「まったく気にしない」については、ほとんど差はみられない。

このように、住宅を選ぶ際の忌避意識については、同和教育を受けた経験の有無による違いが明確にはみとめられないのである。

表 2－3 学校で同和教育を受けた経験の有無別住宅を選ぶ際の忌避意識（16～59歳、％）

		避 け る と 思 う	避 ど け ち ら か と 思 う い え ば	避 ど け ち な い か と 思 う い え ば	い ま っ た く 気 に し な	無 回 答
同和地区の地域内 である	ある	25.2	38.5	16.9	18.5	0.8
	ない	29.2	27.5	21.1	21.1	1.2
小学校が同和地区 と同じ区域になる	ある	15.9	31.5	26.2	25.4	1.0
	ない	20.5	27.5	26.9	24.6	0.6

表 2－4 は、問13の同和地区についてのさまざまな意見についてどのように考えるのかを、同和教育を受けた経験の有無別にみたものである（表に示した数字は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた構成比で、同和教育を受けたことがあると回答した人は495人、受けたことがないと回答した人は143人であった）。

これによると、「地区外の人に対して、閉鎖的な意識を持った人が多い」と「何か問題が起これると、集団で行動することが多い」という同和地区のイメージについて、それを肯定する回答が同和教育を受けたことがある人に多いのである（前者で7.7ポイント、後者で5.7ポイント、それぞれ高い）。一般的傾向として、同和地区に対しては、一面的なマイナスイメージをもつ人が少なくないといえる。そのため、同和教育では同和地区への偏見や誤解を解く教育が行われているはずであるが、表 2－4 をみる限りでは、そうした教育の効果があらわれていないように思える。

「いまでも行政から特別な扱いを受け、優遇されている」という意見を肯定する回答は、同和教育を受けた経験のある人のほうで多くなっている。同和対策事業にかかわる国の法律が終了して11年になるが、未だに同和地区に対する優遇措置が取られていると考える人が同和教育を受けた人たちに多いのである。学校で同和教育を受けた時期が11年以上前という人が多く、また、同和対策事業の終了について習わなかったという人が大半だとしても、現在でも同和地区に優遇措置が取られているという意見を肯定する構成比が同和教育を受けたことがある人のほうが受けたことの無い人よりも7ポイントほど多いことは、どう理解すればよいのだろうか。

なお、「同和地区の人々がかたまっても住まないで、分散して住むようにすれば差別はなくなる」という意見を肯定する回答については、同和教育を受けた経験の有無による違いはみられなかった。この意見は、同和問題の解決の方途としての、いわゆる「部落分散論」であるが、「部落分散論」の誤りを指摘するような同和教育は行われていないのであろうか。

以上のように、同和地区に対する意見についての考え方を示した表 2－4 をみる限りでは、学校で同和教育を受けたことによって、同和地区や同和問題についての理解が深まったという人がとくに多いとは考えられない。

表 2－4 学校で同和教育を受けた経験の有無別同和地区・同和問題への意見に対する考え(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計、16～59歳、%)

	人閉地 が多鎖区 い外的 な人の 意識に 対して った	多集何 い団か で問題 行動が 起こる ことと が	れない 扱までも い受行政 け、優 遇特 さ別	ば散ま同 差してて 別は住住 はむまの くよない うにで、 すれ分か
ある	43.4	50.5	52.9	41.6
ない	35.7	44.8	45.5	43.4

表 2－5 は、問16の、これまでに同和地区に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがあるかという設問の回答を学校で同和教育を受けた経験の有無別にみたものである(同和教育を受けたと回答した人は495人、受けたことがないと回答した人は143人であった)。

これによると、同和地区に対する差別的な発言や行動を見聞きしたことがないと回答した人は、同和教育を受けた人で35.4%、受けなかった人で49.0%と、同和教育を受けなかった人に同和地区に対する差別的な発言や行動を見聞きしたことがないという回答が14ポイントほど多い。つまり、学校で同和教育を受けた人のほうが同和地区に対する差別的な発言や行動を見聞きしたという経験をやや多くもつのである。学校で同和教育を受けた経験のある人が同和地区に対する差別的な発言や行動に接する機会が多くなるというわけでもないで、これは学校で同和教育を受けたことによって、周囲の人たちの言動に潜む差別的な意味合いや響きを感じ取る力がついたという人がいるものと思われる。すなわち、同和地区に対する差別的な言動に接しても、同和問題にまったく関心がないために、その差別性に気づかないままにいるというケースが同和教育を受けた経験をもつ人に少ないのである。同和地区に対する差別的な言動を見聞きしたことがないという回答にみられる14ポイントほどの差に同和教育の成果があらわれているとみることができる。

表 2－5 学校で同和教育を受けた経験の有無別同和地区に対する差別的な発言や行動を見聞きした経験

	んと同 では、 は) 地 付区 いきの け合人 ない(こ は) 子 (ど も) 遊	きし同 なて和 い)は地 け区 ない人 とは、 結結 婚婚 で婚	同和 地区 の人 はこ わい	を同 言和 う地 区 の 人 は 無 理 難 題	同和 対策 の不 公平	そ の 他	見 聞 き し た こ と は な い	無 回 答
ある	3.6	13.1	16.4	8.1	12.5	7.9	35.4	3.0
ない	2.8	7.0	18.9	6.3	8.4	4.2	49.0	3.5

表 2－6 は、同和地区に対する差別的な発言や行動を見聞きしたことがある人に、そのときにもった感想を同和教育の経験の有無別にみたものである(同和教育を受けたことがある人305人、受けたことがない人68人)。

これによると、同和教育を受けた人のほうが「そのとおりに思った」がやや少なく（４ポイント差）、「とくに何も思わなかった」も少ない（７ポイント差）。つまり、差別的な言動を肯定したり、それに気づかないという人が同和教育を受けたことがある人のほうにやや少ないのであり、これについても前表の差別的な言動を見聞きしたことがないという回答と同様、同和教育の成果のあらわれといえるかもしれない。しかし、同和教育を受けたことがある人に「そういう見方もあるのかと思った」という回答が10ポイントほど高く、「反発・疑問を感じた」の構成比は、同和教育を受けた経験の有無にかかわらず、ほぼ同じとなっており、同和教育の成果が明確に表れていない部分もみられる。

以上のように、今回の調査結果からは、学校における同和教育の成果が部分的にあらわれている面もみとめられるが、全般的にみて、同和教育を受けた経験が市民の人権意識の向上に確実につながっているとはいえないであろう。

表２－６ 学校で同和教育を受けた経験の有無別見聞きしたときの感想（16～59歳、％）

	その とお りと思 った	のそ かとい う思 った 方もある	反 発・ 疑問 を感じ た	か と つ く たに 何も 思 わ な	無 回 答
ある	13.8	54.4	20.7	10.2	1.0
ない	17.6	44.1	20.6	17.6	-

学校で同和教育を受けたことがある人に、そこで扱われた内容について問うた結果（図表５－１③）によると、もっとも多かったのが「差別はしてはならないという注意」（63.3％）で、次いで「江戸時代の身分制度について」（57.2％）、「結婚差別について」（51.9％）、「就職差別について」（43.9％）とつづく（16～59歳での構成比は、順に64.9％、57.7％、54.0％、47.4％）。差別はしてはいけないと注意するだけだったり、歴史だけを扱い、現在の問題に触れないケースが、これまでの同和教育に多かったのかもしれない。

ともあれ、表２－１～６からは、学校での同和教育の成果があらわれているとはいえないのである。こうしたことは、泉南市だけにみられる傾向ではなく、全国的な傾向といってよい。

NHK 放送文化研究所は、「日本人の意識調査」を５年ごとに実施している。最新の調査は2008年に全国の16歳以上の国民5,400人を対象に行われた。この調査では、６つのことがらをあげ、「この中で憲法によって義務ではなく、国民の権利としてきめられているのはどれだと思いますか」という問いが毎回、設けられている。表２－７は、その結果を示したものである。

これによると、毎回もっとも構成比が高いのが「人間らしい暮らしをする」で、2008年は77.1％である。人間らしい暮らしをする権利は、憲法25条の生存権であるが、本来ならもっと高い数字になるべきであろう。そして、2008年の２番目は「税金を納める」で、「思っていることを世間に発表する」（憲法21条の表現の自由）よりも８ポイント高くなっている。そして、「労働組合をつくる」（憲法28条の勤労者の団結権）は21.8％しかなく、「思っていることを世間に発表する」と同様、1973年、1988年と、その構成比は低下しているのである。

地域によって取り組みの度合いに差はあるとはいえ、人権にかかわる教育は、全国の学校で

取り組まれてきたはずである。そして、1973年よりは1988年、1988年よりは2008年のほうが人権教育を受けたという経験をもつ人は多くなっているはずである。したがって、国民の権利についての理解は、深まっているべきなのであるが、表2－5は、それとは逆の結果を示しているのである。人権が何であるのか、理解できなければ、自分の権利を守ることはいできないであろうし、他人の権利を侵害しないと言い切ることもできないであろう。このように、全国規模の調査にも、人権にかかわる教育の効果について疑義が生じるようなデータがみられるのである。

表2－7 憲法によって定められている権利（MA%）

	世に思 間に て 発 表 す こ と を	税 金 を 納 め る	目 上 の 人 に 従 う	道 路 の 右 側 を 歩 く	を人 間 ら しい 暮 ら し る	労 働 組 合 を つ く る	答 わ か ら な い 、 無 回
1973年	49.4	33.9	5.6	19.9	69.6	39.4	7.8
1988年	43.4	37.2	7.7	16.5	76.3	27.1	6.0
2008年	34.8	42.8	7.1	14.9	77.1	21.8	5.4

今回の調査結果からは、学校での同和教育の成果が十分には確認できなかった。これまで行われてきた同和教育・人権教育がどのような成果をあげているのか、本格的に検証していく必要があるといえる。

1 問題意識

泉南市民の人権意識のさらなる向上をめざし、これまで以上に有効な施策を講じるにあたり、泉南市民の人権意識の程度や差別意識の程度を測定し、人権意識や差別意識と関連する諸要因を明らかにすることは極めて重要な課題です。なぜなら、人権意識や差別意識の程度と関連する諸要因を明らかにしなければ、人権施策の課題を特定できないうえに、当然ながら、効果の期待される人権教育や人権啓発につなげることも難しいからです。

本稿では、泉南市民の人権意識や差別意識と関連のある諸要因を明らかにすることによって、人々の人権意識を高め、差別意識を弱めることのできる有効な取り組み課題を検討します。

2010年に大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」（以下、「大阪府人権調査2010」と略記する）および、大阪市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」（以下、「大阪市人権調査2010」と略記する）においては、私も作業部会メンバーのひとりとして調査設計の段階から、分析、そして報告書の作成まで関わらせていただき、人権意識や差別意識を測る複数の尺度を作成し、人権学習や「差別の社会化」などとそれら尺度との関連について多くの知見を得ることができ、さらに、それらの知見にもとづいて、行政における人権学習や人権啓発の今後の課題を提起させていただきました。

今回の泉南市の人権意識調査では、「大阪府人権調査2010」や「大阪市人権調査2010」と同様の質問項目が少なくないことから、同様の尺度を構成し、複数の人権意識相互の関連を検討するとともに、「大阪府人権調査2010」や「大阪市人権調査2010」において得られた知見も参考にしながら、人権意識や差別意識と関連のある諸要因について仮説を立てて検証します。

なお、分析に用いるデータは、無作為抽出により回収された1,190人分と追加サンプルの回収分51人分の合計1,241人分です。追加サンプルを用いる理由は、泉南市の人権学習や人権啓発の現状と課題を明らかにするための基礎資料を得るという調査目的を、より実のあるものにするために、これからの泉南市を担っていく若年者の意識を少しでも多くくみ取ることが重要であると考えからです。

2 人権意識を測る

（1）人権問題に関する認識を測る

問1では、泉南市民のさまざまな人権問題に関する認識を捉えるための12項目が用意されています。「大阪府人権調査2010」と「大阪市人権調査2010」では、さまざまな人権問題に関して、「問題あり」と認知するかどうかを問う項目群を因子分析の手法を用いて分析したところ、「排除問題意識」、「体罰問題意識」、「人権軽視問題意識」の3因子が索出されるという結果になりました。すなわち、いずれかの人権問題に関して「問題あり」と認識する人が、ほかの人権問題についても自ずと「問題あり」と認識するとは限らないということです。

そこで、問1について、因子分析の手法をもちいて分析を試みました。ちなみに、因子分析というのは、データ分析における多変量解析の一種で、データを要約するために用いる手法であり、変数間の相関関係から潜在的ないくつかの共通する因子を抽出し、データ（変数群）を潜在因子に分解する方法です。

具体的には、主因子法でバリマックス回転の方法によって分析を行います。

なお、問1は、個々の項目への回答が4件法の順序となっていますが、点数が高いほど人権意識が高くなるように、「(1) ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ることは問題だ」、「(3) 外国人であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否することは問題だ」、「(7) 結婚しないで子どもを産んでもよい」、「(8) 犯罪被害者の氏名などを関係者の了解なしに報道することは問題だ」、「(11) 教師が子どもの指導のために、体罰を加えることは問題だ」、「(12) 男同士、女同士の結婚を認めるべきだ」については、「そう思う」を4点、「どちらかといえばそう思う」を3点、「どちらかといえばそう思わない」を2点、「そう思わない」を1点というように、選択肢を逆転することとします。

表1は因子分析の結果です。一義性に欠ける（複数の因子に強く反応する）項目を省きましたが、ただ、「大阪府人権調査2010」と「大阪市人権調査2010」と分析結果を照らし合わせるように、「因子負荷量」が0.4に達していない項目も残しています。

表1 個々の人権問題に関する基本的な認識状況の因子分析結果

個々の人権問題に関する基本的な認識状況	第1因子	第2因子	第3因子
問1(6)保護者が子どものしつけのために、ときには体罰を加えることも必要だ	0.866	0.117	0.042
問1(11)教師が子どもの指導のために、体罰を加えることは問題だ・逆	0.511	0.100	0.026
問1(3)外国人であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否することは問題だ・逆	0.029	0.537	0.095
問1(1)ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ることは問題だ・逆	0.002	0.512	0.059
問1(13)景気の悪化などを理由に、外国人労働者を解雇することは問題ない	0.112	0.423	0.028
問1(2)結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うことは問題ない	0.189	0.353	0.012
問1(4)障がい者であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否することはかまわない	0.041	0.309	-0.040
問1(12)男同士、女同士の結婚を認めるべきだ・逆	0.098	0.076	0.669
問1(7)結婚しないで子どもを産んでもよい・逆	-0.024	0.006	0.536
寄与率	11.9	10.9	8.4
累積寄与率	11.9	22.8	31.1
クロンバックの信頼性係数	0.622	0.536	0.527
因子解釈	体罰問題意識	排除問題意識	多様な生き方容認意識

因子抽出法: 主因子法 回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

第1因子は、「(6) 保護者が子どものしつけのために、ときには体罰を加えることも必要だ」と「(11) 教師が子どもの指導のために、体罰を加えることは問題だ・逆」の2項目が高い因子負荷量であることから、第1因子を、子どもへの体罰を問題視する意識の度合いと解釈し、「体罰問題意識」因子と名づけることにします。第2因子は、「(3) 外国人であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否することは問題だ」、「(1) ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ることは問題だ」、「(13) 景気の悪化などを理由に、外国人労働者を解雇することは問題ない」、「(2) 結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うことは問題ない」、「(4) 障がい者であることを理由に、マンションなど住宅の入居を拒否することはかまわない」の5項目が高い因子負荷量となっていることから、第2因子は、社会的『弱者』を排除することは問題であるとの意識の度合いと解釈し、「排除問題意識」因子と名づけることにします。また、第3因子は、「(12) 男同士、女同士の結婚を認めるべきだ・逆」、「(7) 結婚しないで子どもを産んでもよい・逆」の2項目が高い因子負荷量となっていることから、第3因子を、個々人の多様な生き方を容認する

意識の度合いと解釈し、「多様な生き方容認意識」因子と名付けることにします。

これら3因子を尺度として用いることが妥当かどうかという客観的な判断基準のひとつは表中にあるクロンバックの信頼性係数です。この数値が1に近いほど、一元性が高いと判断できます。今回のそれぞれの因子の信頼性係数の値は、経験的な目安となる0.7よりもやや低いのですが、一応、「大阪府人権調査2010」、「大阪市人権調査2010」と同様の因子が策出されたということも鑑み、尺度として用いることに問題ないと判断します。

尺度は各因子の項目への回答の平均値を用いることにします。

「体罰容認意識度」の平均値は2.4、標準偏差0.9、「排除問題意識度」の平均値は3.1、標準偏差0.6、「多様な生き方容認意識度」の平均値2.1、標準偏差0.9です。

これら人権問題に関する認識尺度と基本的属性の関係を見ておきます。

表 2-1 性別と人権問題に関する認識

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な生き方 容認意識
男性	平均値	2.225	3.049	1.996
	度数	548	543	544
	標準偏差	0.901	0.632	0.875
女性	平均値	2.487	3.056	2.167
	度数	633	625	630
	標準偏差	0.851	0.563	0.907
合計	平均値	2.365	3.053	2.088
	度数	1181	1168	1174
	標準偏差	0.884	0.596	0.896
	F値	26.193	0.037	10.641
	P	0.000	0.847	0.001
	検定結果	***	-	**

表 2-1 年代と人権問題に関する認識

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な生き方 容認意識
16～19歳	平均値	2.686	3.202	2.214
	度数	70	68	70
	標準偏差	0.967	0.594	0.828
20歳代	平均値	2.582	3.093	2.564
	度数	110	110	110
	標準偏差	0.961	0.537	0.919
30歳代	平均値	2.377	2.963	2.607
	度数	151	150	150
	標準偏差	0.8	0.6	0.9
40歳代	平均値	2.4	3.0	2.2
	度数	167	166	166
	標準偏差	0.856	0.634	0.868
50歳代	平均値	2.379	3.042	2.145
	度数	169	167	166
	標準偏差	0.825	0.576	0.839
60歳代	平均値	2.287	3.121	1.835
	度数	263	264	263
	標準偏差	0.901	0.570	0.822
70歳代	平均値	2.196	3.040	1.671
	度数	194	187	193
	標準偏差	0.862	0.572	0.723
80歳以上	平均値	2.375	2.791	1.591
	度数	56	55	55
	標準偏差	0.843	0.641	0.694
合計	平均値	2.368	3.053	2.087
	度数	1180	1167	1173
	標準偏差	0.885	0.595	0.896
	F値	3.656	3.252	27.837
	P	0.001	0.002	0.000
	検定結果	**	**	***

表 2-3 学歴と人権問題に関する認識

		体罰問題意識	排除問題意識	多様な生き方容認意識
中学校	平均値	2.421	3.013	1.758
	度数	222	217	219
	標準偏差	0.869	0.610	0.761
高等学校	平均値	2.312	3.076	2.002
	度数	466	462	464
	標準偏差	0.889	0.551	0.880
短大・高専	平均値	2.398	2.995	2.346
	度数	259	259	259
	標準偏差	0.866	0.579	0.909
大学、大学院	平均値	2.406	3.145	2.323
	度数	213	211	212
	標準偏差	0.922	0.647	0.906
その他	平均値	2.417	2.772	2.043
	度数	24	23	23
	標準偏差	0.856	0.776	0.940
合計	平均値	2.370	3.053	2.091
	度数	1184	1172	1177
	標準偏差	0.885	0.594	0.897
	F値	0.849	3.621	18.492
	P	0.494	0.006	0.000
	検定結果	—	**	***

基本的属性と人権問題に関する認識との関連について、簡単に概説すると、性別との関連では、男性よりも女性のほうが、体罰問題意識と多様な生き方容認意識は高く、年代との関連では、いずれの人権問題の認識も、年代が低いほど、問題意識が高いことがわかります。そして、学歴との関連では、排除問題意識と多様な生き方容認意識は学歴が高いほど問題意識が高いのですが、学歴と体罰問題意識とは関連しないことは指摘しておきたいと思います。

- 体罰は問題であるという意識は、男性よりも女性のほうが、年代では低いほうが高い。しかし、学歴とは関連はみられない。
- 排除問題意識は、年代では低いほど、学歴では高いほど高い。
- 多様な生き方を容認する意識は、男性よりも女性のほうが、年齢は低いほど、そして、学歴は高いほど高い。

次に、表 3 は、「体罰問題意識」、「排除問題意識」、「多様な生き方容認意識」、そして、因子分析から削除された 4 項目も加えて、相関係数を求めたものです。その結果、興味深い傾向が見えてきました。

「体罰問題意識」、「排除問題意識」、「多様な生き方容認意識」相互に関連があることがわかります。これらのなかで、「排除問題意識」は、「(5) 親の世話や介護は、女性の役割だ」、「(9) 子どもが 3 歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」といった性別役割分業に否定的な考え方と関連し、「(8) 犯罪被害者の氏名などを関係者の了解なしに報道することは問題だ・逆」というプライバシー尊重の考え方と関連し、さらに、「(10) ニートやひきこもりの状態になるのは、本人の責任が大きい」という自己責任論に否定的な考え方と関連することがわかります。

「多様な生き方容認意識」は、「(5) 親の世話や介護は、女性の役割だ」や「(9) 子どもが 3 歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」という性別役割分業に否定的な考え方と関連することがわかります。

また、「体罰問題意識」は、「(5) 親の世話や介護は、女性の役割だ」や「(9) 子どもが 3 歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」という性別役割分業に否定的な考え方と関連し、「(10) ニートやひきこもりの状態になるのは、本人の責任が大きい」という自己責任論に否定的な考え方と関連することがわかります。

表 3

相関係数

			体罰問題意識	排除問題意識	多様な生き方 容認意識	問1(5)親の世話や 介護は、女性の役割だ	問1(9)子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ	問1(8)犯罪被害者の氏名などを関係者に了解なしに報道することは問題だ・逆	問1(10)ニートやひきこもりの状態になるのは、本人の責任が大きい
Spearmanの ロー	体罰問題意識	相関係数	1.000	.185**	.085**	.083**	.113**	.055	.194**
		有意確率(両側)	.	.000	.003	.004	.000	.055	.000
		N	1225	1202	1208	1220	1223	1221	1216
	排除問題意識	相関係数	.185**	1.000	.064*	.186**	.125**	.129**	.150**
		有意確率(両側)	.000	.	.026	.000	.000	.000	.000
		N	1202	1210	1197	1204	1207	1208	1202
	多様な生き方容認意識	相関係数	.085**	.064*	1.000	.117**	.210**	-.005	.045
		有意確率(両側)	.003	.026	.	.000	.000	.856	.120
		N	1208	1197	1215	1209	1212	1212	1206
	問1(5)親の世話や介護は、女性の役割だ	相関係数	.083**	.186**	.117**	1.000	.123**	.065*	.108**
		有意確率(両側)	.004	.000	.000	.	.000	.023	.000
		N	1220	1204	1209	1230	1225	1225	1219
	問1(9)子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ	相関係数	.113**	.125**	.210**	.123**	1.000	-.017	.126**
		有意確率(両側)	.000	.000	.000	.000	.	.541	.000
		N	1223	1207	1212	1225	1233	1226	1224
	問1(8)犯罪被害者の氏名などを関係者に了解なしに報道することは問題だ・逆	相関係数	.055	.129**	-.005	.065*	-.017	1.000	.067*
		有意確率(両側)	.055	.000	.856	.023	.541	.	.020
		N	1221	1208	1212	1225	1226	1231	1220
	問1(10)ニートやひきこもりの状態になるのは、本人の責任が大きい	相関係数	.194**	.150**	.045	.108**	.126**	.067*	1.000
		有意確率(両側)	.000	.000	.120	.000	.000	.020	.
		N	1216	1202	1206	1219	1224	1220	1226

**, 相関は、1%水準で有意となります(両側)。

*, 相関は、5%水準で有意となります(両側)。

昨今、学校での体罰が問題になっていますが、男女別に、「子どもが3歳くらいまでは、母親の手で育てるべきだ」と「保護者がこどものしつけのために、ときには体罰を加えることも必要だ」とのクロス集計をしてみたところ、表4のように、男性、女性、いずれも、統計的に有意な関連がみられました。体罰を容認している保護者や母親が、自宅で自ら乳幼児の育児を行なうことを是としているとすれば、まさに、自宅が児童虐待の温床となっても不思議ではありません。また、性別役割分業を認める意識は、男女不平等な関係を容認する意識とみなすことができるのであり、男女不平等な関係を容認する人ほど、子どもへの体罰を容認する傾向にあるとの解釈もできるでしょう。

表 4

性別・「子どもが3歳くらいまでは、母親の手で育てるべき」と「保護者が子どものしつけのために、ときには体罰を加えることも必要」とのクロス集計結果

			問1(6)保護者が子どもをしつけのために、ときには体罰を加えることも必要だ				
問21 性別			そう 思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わ ない	そう 思わない	合計
男性	問1(9)子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ	そう 思う	94 39.0%	65 27.0%	37 15.4%	45 18.7%	241 100.0%
		どちらかとい えばそう 思う	46 25.3%	75 41.2%	35 19.2%	26 14.3%	182 100.0%
		どちらかとい えばそう 思わない	11 19.6%	25 44.6%	10 17.9%	10 17.9%	56 100.0%
		そう 思わない	19 26.8%	21 29.6%	9 12.7%	22 31.0%	71 100.0%
		合計	170 30.9%	186 33.8%	91 16.5%	103 18.7%	550 100.0%
	女性	問1(9)子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ	そう 思う	73 25.5%	112 39.2%	40 14.0%	61 21.3%
	どちらかとい えばそう 思う	29 12.9%	85 37.9%	61 27.2%	49 21.9%	224 100.0%	
	どちらかとい えばそう 思わない	7 10.6%	24 36.4%	20 30.3%	15 22.7%	66 100.0%	
	そう 思わない	6 10.3%	18 31.0%	18 31.0%	16 27.6%	58 100.0%	
	合計	115 18.1%	239 37.7%	139 21.9%	141 22.2%	634 100.0%	

男性: $\chi^2=27.611$ df=9 $p<.001$ *** 女性: $\chi^2=33.098$ df=9 $p<.001$ ***

○「体罰問題意識」、「排除問題意識」、「多様な生き方容認意識」が高いほど、性別役割分業意識が高く、自己責任を主張する意識も高い。

(2) 人権観・差別観を測る

問2では、人権や差別についての12の考え方について賛否を問うています。

そこで、人権観、差別観の尺度を作成するために、問1と同様に、因子分析の手法を用いて、人権や差別に関する多元的な意識を区分するとともに、それらの意識の程度を測る尺度を作成することにします。

12項目は、それぞれ順序尺度となっていますが、因子分析を行う前に、人権尊重の意識が高いほど点数が高くなるように、「(1) 人権問題を解決するため、行政は努力する必要がある」、「(2) 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ」、「(5) 差別は法律で禁止する必要がある」、「(9) 人権問題の解決には、行政だけでなく、民間の団体と一緒にあって取り組むことが必要である」について、選択肢のコードを変換し、「そう思わない」1点、「どちらかといえばそう思わない」2点、「どちらかといえばそう思う」3点、「そう思う」4点と変換しておきます。

表5は、因子分析の主因子法でバリマックス回転を行った結果を示しています。

表 5

差別に関する基本的な認識	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子
問2(2)差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ・逆	0.683	-0.055	-0.139	-0.004
問2(1)人権問題を解決するため、行政は努力する必要がある・逆	0.643	-0.026	-0.035	-0.091
問2(9)人権問題の解決には、行政だけでなく、民間の団体と一緒に なって取り組むことが必要である・逆	0.608	-0.106	0.002	-0.001
問2(5)差別は法律で禁止する必要がある・逆	0.425	-0.147	-0.030	0.142
問2(7)差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	-0.136	0.713	0.193	0.015
問2(3)差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れ られるよう努力することが必要だ	0.059	0.594	0.193	0.075
問2(6)差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりが無い	-0.356	0.516	0.218	0.107
問2(4)差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が 解決しにくくなることが多い	-0.219	0.453	0.192	0.192
問2(12)学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ	-0.094	0.134	0.711	-0.183
問2(11)権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が 増えている	-0.050	0.198	0.465	0.056
問2(14)個人の権利より、地域みんなの利益が優先されるべきだ	0.043	0.168	0.373	0.220
問2(13)競争社会だから、能力による格差が生じるのは仕方がない	-0.176	0.260	0.332	-0.038
問2(8)差別や同和問題があることを口に出さないで、そっとして おけばよい(自然に差別はなくなる)	-0.302	0.316	0.112	0.577
問2(10)思いやりや優しさをみんながもてば、人権問題は解決する	0.137	0.004	0.151	0.404
寄与率	12.7	11.6	8.5	4.8
累積寄与率	12.7	24.3	32.8	37.5
クロンバックの信頼性係数	0.680	0.722	0.588	0.337
因子解釈	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	心理主義 意識

因子抽出法: 主因子法 回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

第1因子は、「(2) 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ・逆」、「(1) 人権問題を解決するため、行政は努力する必要がある・逆」、「(9) 人権問題の解決には、行政だけでなく、民間の団体と一緒になって取り組むことが必要である・逆」、「(5) 差別は法律で禁止する必要がある・逆」が高い因子負荷量を示しており、差別をなくすための取り組みを支持する意識と解釈できることから、「人権推進支持意識」因子と名づけます。第2因子は、「(7) 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」、「(3) 差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」、「(6) 差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりが無い」、「(4) 差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなることが多い」が高い因子負荷量を示しており、差別の責任は差別される側にもあるという考え方と解釈されることから、「被差別責任意識」因子と名づけます。第3因子は、「(12) 学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ」、「(11) 学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ」、「(14) 個人の権利より、地域みんなの利益が優先されるべきだ」、「(13) 個人の権利より、地域みんなの利益が優先されるべきだ」が高い因子負荷量を示しており、個人の権利よりも全体の利益を優先すべきという考え方と解釈できることから、「集合主義意識」因子と名づけます。これら、3因子については、尺度としての一元性を示すクロンバックの信頼性係数が、順に、0.680、0.722、0.588とそれほど低くないことから、尺度として有効と判断します。ただし、第4因子については、クロンバックの信頼性係数が0.337と低く、今回は、尺度の作成を見合わせることにします。

個々人の「人権推進支持意識度」、「被差別責任意識度」、「集合主義意識度」は、各因子に強く反応する項目の得点の平均値とします。なお、「人権推進支持意識」は、人権推進支持意識が高いほど点数が高くなります。「被差別責任意識」は、被差別責任意識が強いほど、点数は低くなります。また、「集合主義意識」も、集合主義意識が強いほど点数が低くなります。回答者全

体では、「人権推進支持意識度」平均値3.1、標準偏差0.6、「被差別責任意識度」平均値2.3、標準偏差0.7、「集合主義意識度」平均値1.9、差0.6となります。

基本的属性と各尺度との関連をみておきます。

表 6-1 性別と人権観・差別観

		人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識
男性	平均値	3.147	2.290	1.906
	度数	541	538	539
	標準偏差	0.683	0.742	0.576
女性	平均値	3.132	2.285	2.007
	度数	601	600	599
	標準偏差	0.603	0.692	0.570
合計	平均値	3.139	2.287	1.959
	度数	1142	1138	1138
	標準偏差	0.641	0.716	0.575
	F値	0.157	0.014	8.705
	P	0.692	0.907	0.003
	検定結果	—	—	**

表 6-2 年代と人権観・差別観

		人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識
16～19歳	平均値	3.268	2.369	1.964
	度数	69	67	69
	標準偏差	0.538	0.624	0.464
20歳代	平均値	3.204	2.401	2.114
	度数	108	111	107
	標準偏差	0.634	0.674	0.539
30歳代	平均値	3.005	2.328	1.955
	度数	147	147	146
	標準偏差	0.6	0.7	0.5
40歳代	平均値	3.1	2.4	2.0
	度数	164	164	160
	標準偏差	0.589	0.720	0.528
50歳代	平均値	3.164	2.373	1.972
	度数	159	158	161
	標準偏差	0.641	0.686	0.551
60歳代	平均値	3.118	2.311	2.016
	度数	253	256	257
	標準偏差	0.657	0.761	0.670
70歳代	平均値	3.174	2.046	1.799
	度数	188	184	184
	標準偏差	0.712	0.662	0.564
80歳以上	平均値	3.179	2.005	1.778
	度数	53	50	53
	標準偏差	0.566	0.597	0.527
合計	平均値	3.140	2.288	1.958
	度数	1141	1137	1137
	標準偏差	0.641	0.713	0.575
	F値	1.678	5.652	4.432
	P	0.110	0.000	0.000
	検定結果	—	***	***

表 6-3 学歴と人権観・差別観

		人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識
中学校	平均値	3.179	2.132	1.901
	度数	211	210	209
	標準偏差	0.646	0.666	0.538
高等学校	平均値	3.110	2.220	1.912
	度数	446	445	448
	標準偏差	0.662	0.674	0.563
短大・高専	平均値	3.108	2.308	2.022
	度数	254	249	251
	標準偏差	0.604	0.714	0.542
大学、大学院	平均値	3.185	2.553	2.026
	度数	212	214	212
	標準偏差	0.634	0.768	0.631
その他	平均値	3.239	2.260	2.083
	度数	22	24	21
	標準偏差	0.657	0.739	0.780
合計	平均値	3.139	2.286	1.958
	度数	1145	1142	1141
	標準偏差	0.641	0.714	0.574
	F値	0.987	11.331	3.037
	P	0.413	0.000	0.017
	検定結果	—	***	*

性別は、いずれの人権観・差別観とも関連はみられません。被差別責任意識は、性別とは関

連しませんが、年齢の高いほど、学歴では低いほど強い傾向がみられます。また、集合主義意識は、女性よりも男性のほうが、年齢では高いほど、学歴では低いほど、強い傾向がみられます。

また、「人権推進支持意識」、「被差別責任意識」、「集合主義意識」相互の関連をみるために相関係数を求めたところ、それぞれに統計的に有意な関連がみられたが、とりわけ、「被差別責任意識」と「集合主義意識」との間に極めて強い関連がみられました。すなわち、「集合主義意識」の強い人々ほど、差別は差別される側にも責任があるという被差別責任意識が高いということです。

表 7

相関係数		人権推進支持意識度	被差別責任意識度	集合主義意識度
人権推進支持意識度	Pearson の相関係数	1	.281**	.175**
	有意確率(両側)		.000	.000
	N	1180	1152	1150
被差別責任意識度	Pearson の相関係数	.281**	1	.468**
	有意確率(両側)	.000		.000
	N	1152	1178	1147
集合主義意識度	Pearson の相関係数	.175**	.468**	1
	有意確率(両側)	.000	.000	
	N	1150	1147	1180

**、相関係数は 1% 水準で有意(両側)です。

- 「人権推進支持意識」は、性別、年代別、学歴と関連はみられない。
- 「被差別責任意識」は、年齢が低いほど、学歴が高いほど、低くなっている。
- 「集合主義意識」は、男性よりも女性のほうが、年代は低いほうが、そして、学歴は高いほうが、低い傾向にある。

(3) 結婚排除意識を測る

今回の泉南市調査では、結婚相手を考える際の条件を問う設問として、問3では、どのような条件を重視するかと問い、問4では、結婚相手の条件として問題にするかしないかと問う設問が、「相手が女性の場合」と「相手が男性の場合」と分けて用意されています。

言うまでもなく、問4で上げられている項目を、結婚相手の条件として問題にする度合いが高いほど、差別意識が強いとみなすということです。

そこで、人々の結婚条件のこだわり方の傾向を捉えるために、ここでも、因子分析の手法をもちいることにしました。相手が女性の場合と相手が男性の場合について、主因子法でバリマックス回転を行った結果、表8-1、表8-2のように、女性の場合も、相手が男性の場合も、それぞれ1因子に収斂しました。

尺度を作成するうえで、クロンバックの信頼性係数を求めたところ、相手が女性の場合は0.861、相手が男性の場合は0.867と高い値になったことから、尺度化にこれらの項目を用いることは問題ないと解釈できます。

表 8-1 相手が女性の場合の結婚の条件に関する因子分析結果

相手が女性の場合の結婚条件	第1因子
問 4 f (4) 家族に精神障がいがある	0.794
問 4 f (5) 家族に遺伝を疑われる病気がある	0.780
問 4 f (3) 車いすが必要な人	0.701
問 4 f (1) 同和地区出身者	0.692
問 4 f (2) 日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人	0.662
問 4 f (6) 親族に犯罪歴のある人がある	0.649
寄与率	51.1
累積寄与率	51.1
クロンバックの信頼性係数	0.861
因子解釈	対女性の結婚 排除意識

因子抽出法: 主因子法 回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

表 8-2 相手が男性の場合の結婚の条件に関する因子分析結果

相手が男性の場合の結婚条件	第1因子
問 4 m (4) 家族に精神障がいがある	0.805
問 4 m (5) 家族に遺伝を疑われる病気がある	0.788
問 4 m (3) 車いすが必要な人	0.720
問 4 m (1) 同和地区出身者	0.688
問 4 m (2) 日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人	0.670
問 4 m (6) 親族に犯罪歴のある人がある	0.658
寄与率	52.3
累積寄与率	52.3
クロンバックの信頼性係数	0.867
因子解釈	対男性の結婚 排除意識

因子抽出法: 主因子法 回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

尺度化においては、「考え直すように言う」1点、「親としては反対だが子どもの意志が固ければ仕方ない」2点、「問題にしない」3点とし、相手が女性の場合の6項目への回答の平均値を「相手が女性の結婚排除意識度」、相手が男性の場合の6項目への回答の平均値を「相手が男性の結婚排除意識度」と名づけることにします。点数が低いほど排除意識が強いことを意味します。

全回答者の「相手が女性の結婚排除意識度」の平均値は2.0、標準偏差0.6、「相手が男性の結婚排除意識度」の平均値は1.9、標準偏差0.6となっています。

基本的属性と結婚排除意識との関連をみてみます。

「相手が女性の結婚排除意識」では性差はみられませんが、「相手が男性の結婚排除意識」では男性よりも女性のほうが結婚排除意識は強いことがわかります。また、相手が女性の場合も男性の場合も、年代が高いほど排除意識が強く、学歴では、相手が男性の場合において学歴が低いほど排除意識が高いことがわかります。

- 「相手が女性の結婚排除意識」も「相手が男性の結婚排除意識」も年齢が高いほど強くなる。
- 「相手が男性の結婚排除意識」は、男性よりも女性において、また、学歴が低いほど強い傾向にある。

表 9-1 性別と結婚排除意識

		相手が女性の 結婚排除意識度	相手が男性の 結婚排除意識度
男性	平均値	2.032	1.977
	度数	503	485
	標準偏差	0.585	0.603
女性	平均値	1.964	1.904
	度数	530	532
	標準偏差	0.544	0.555
合計	平均値	1.997	1.939
	度数	1033	1017
	標準偏差	0.565	0.580
	F値	3.709	4.058
	P	0.054	0.044
	検定結果	-	*

表 9-2 年代と結婚排除意識

		相手が女性の 結婚排除意識度	相手が男性の 結婚排除意識度
16～19歳	平均値	2.302	2.228
	度数	63	60
	標準偏差	0.475	0.512
20歳代	平均値	2.259	2.188
	度数	106	104
	標準偏差	0.572	0.591
30歳代	平均値	2.145	2.085
	度数	137	131
	標準偏差	0.5	0.6
40歳代	平均値	2.0	2.0
	度数	149	149
	標準偏差	0.584	0.611
50歳代	平均値	1.997	1.933
	度数	145	149
	標準偏差	0.554	0.567
60歳代	平均値	1.953	1.896
	度数	229	219
	標準偏差	0.546	0.558
70歳代	平均値	1.719	1.677
	度数	159	157
	標準偏差	0.480	0.486
80歳以上	平均値	1.612	1.589
	度数	43	45
	標準偏差	0.419	0.467
合計	平均値	1.996	1.937
	度数	1031	1014
	標準偏差	0.565	0.579
	F値	17.566	14.418
	P	0.000	0.000
	検定結果	***	***

表 9-3 学歴と結婚排除意識

		相手が女性の 結婚排除意識度	相手が男性の 結婚排除意識度
中学校	平均値	1.981	1.922
	度数	184	179
	標準偏差	0.559	0.576
高等学校	平均値	1.969	1.904
	度数	404	400
	標準偏差	0.534	0.552
短大・高専	平均値	1.983	1.924
	度数	231	225
	標準偏差	0.571	0.580
大学、大学院	平均値	2.102	2.051
	度数	197	195
	標準偏差	0.617	0.629
その他	平均値	1.861	1.833
	度数	18	18
	標準偏差	0.531	0.548
合計	平均値	1.998	1.938
	度数	1034	1017
	標準偏差	0.565	0.579
	F値	2.314	2.444
	P	0.056	0.045
	検定結果	—	*

(4) 住宅選択の忌避意識を測る

問5の5項目は、差別意識の一種である忌避意識の度合いを測定するために用意された項目です。問5についても、これら5項目をまとめて尺度を作成できないかを検討するために、因子分析の手法を用いることにします。

問5は、個々の項目について、「避けると思う」1点、「どちらかといえば避けると思う」2点、「どちらかといえば避けないと思う」3点、「まったく気にしない」4点と、忌避意識が強いほど点数が低くなるようにコード化し、主因子法を用いて、バリマックス回転を行って解析しました。その結果、表10のように1因子に収斂しました。

そこで、この因子を、住宅を選ぶ際に特定の物件を避ける意識と解釈し、「忌避意識」因子と名付けることにします。5項目の因子負荷量はいずれも大きく、また、寄与率も50.9%と高く、さらに、尺度を作成するための一次元性についてクロンバックの信頼性係数を求めたところ、0.854と高い数値を示していることから、尺度を構成するうえで問題ないと解釈できます。

ちなみに、大阪府人権調査2010、大阪市人権調査2010では「(5) 近くに精神科病院や障がい者施設がある」とやや違っており、また、5択になっている点も異なるのですが、1因子に収斂した点は同じ結果となりました。

忌避意識は差別意識の一種と言えますが、住民の忌避意識の度合いを測定するには、今回の5項目を組み合わせて尺度を構成することが有効であると判断できます。

そこで、これら5項目への回答の平均値を回答者個々人の得点とします。平均値は2.5、標準偏差は0.8です。

表10 住宅を選ぶ際の忌避意識

住宅を選ぶ際の忌避意識	第1因子
問5(2) 小学校区が同和地区と同じ区域になる	0.812
問5(1) 同和地区の地域内である	0.776
問5(3) 近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	0.773
問5(4) 近隣に外国籍の住民が多く住んでいる	0.739
問5(5) 近くに精神科病院がある	0.581
寄与率	54.8
累積寄与率	54.8
クロンバックの信頼性係数	0.854
因子解釈	忌避意識

因子抽出法：主因子法

基本属性と忌避意識との関連では、男性よりも女性ほど、学歴が高いほど、忌避意識が強い傾向がみられます。年代とは関連がみられませんでした。

○忌避意識は、男性よりも女性において、また、学歴が高いほど強い。

表 11-1 性別と忌避意識

		忌避意識
男性	平均値	2.596
	度数	546
	標準偏差	0.837
女性	平均値	2.475
	度数	617
	標準偏差	0.796
合計	平均値	2.532
	度数	1163
	標準偏差	0.817
	F値	6.385
	P	0.012
	検定結果	*

表 11-2 年代と忌避意識

		忌避意識
16～19歳	平均値	2.594
	度数	68
	標準偏差	0.789
20歳代	平均値	2.604
	度数	111
	標準偏差	0.814
30歳代	平均値	2.432
	度数	151
	標準偏差	0.9
40歳代	平均値	2.4
	度数	165
	標準偏差	0.857
50歳代	平均値	2.496
	度数	167
	標準偏差	0.805
60歳代	平均値	2.638
	度数	260
	標準偏差	0.771
70歳代	平均値	2.539
	度数	187
	標準偏差	0.826
80歳以上	平均値	2.423
	度数	53
	標準偏差	0.792
合計	平均値	2.531
	度数	1162
	標準偏差	0.816
	F値	1.615
	P	0.127
	検定結果	—

表 11-3 学歴と忌避意識

		忌避意識
中学校	平均値	2.647
	度数	215
	標準偏差	0.822
高等学校	平均値	2.519
	度数	457
	標準偏差	0.778
短大・高専	平均値	2.443
	度数	257
	標準偏差	0.832
大学、大学院	平均値	2.504
	度数	213
	標準偏差	0.866
その他	平均値	2.835
	度数	23
	標準偏差	0.643
合計	平均値	2.529
	度数	1165
	標準偏差	0.815
	F値	2.748
	P	0.027
	検定結果	*

（５）人権や差別に関する意識相互の関連

これまで作成した「体罰問題意識」、「排除問題意識」、「多様な生き方容認意識」、「人権推進支持意識」、「被差別責任意識」、「集合主義意識」、「相手が女性の結婚排除意識」、「相手が男性の結婚排除意識」および「忌避意識」それぞれの尺度によって測定した個々人の得点相互の関

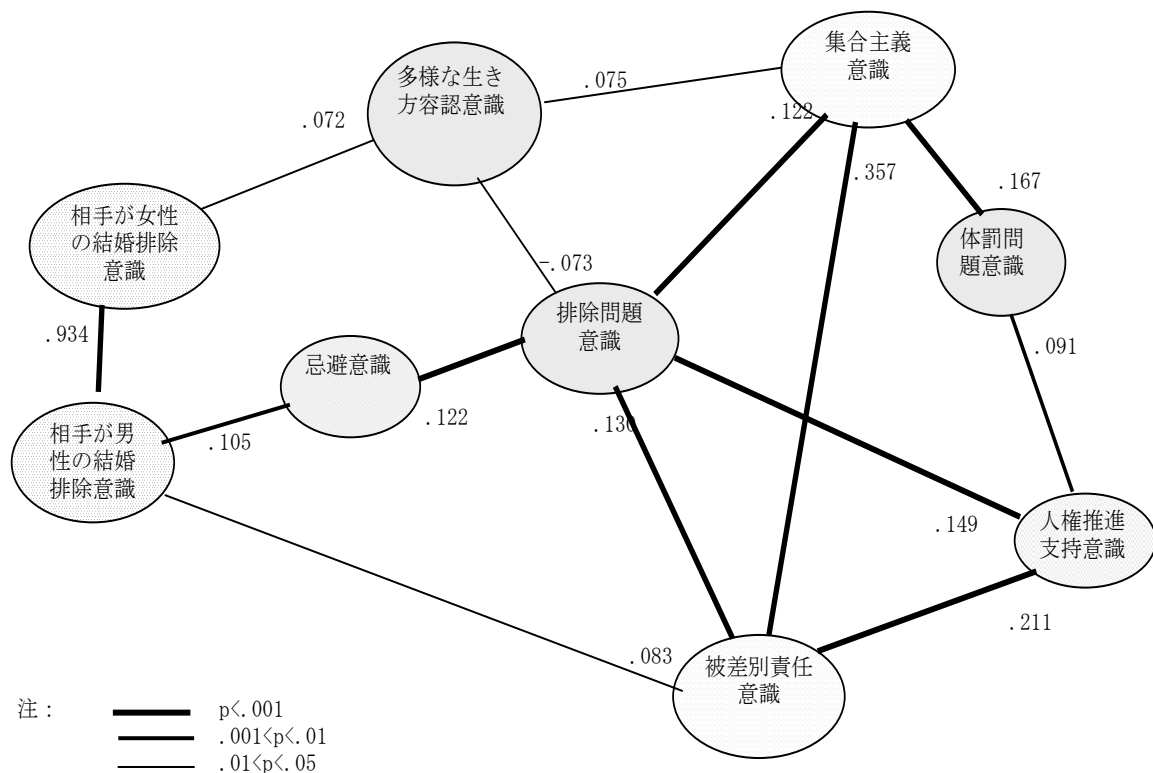
連を検討することになります。

図1は、これら9変数相互の関連について偏相関係数を求めて図示したものです。ちなみに、偏相関係数とは、他の変数の影響を排除して2変数間の直接の関連を示す数値です。

図1の変数相互の関連より、次のような知見を得ることができます。

- 「人権推進支持意識」、「排除問題意識」が高いほど、「被差別責任意識」は低い。
- 「集合主義意識」が強いほど、「被差別責任意識」は高い。
- 「集合主義意識」が強いほど、「体罰問題意識」は低く、体罰容認の意識が高い。
- 「集合主義意識」が強いほど、「多様な生き方容認意識」は低い。
- 「人権推進支持意識」は、「体罰問題意識」と関連する。しかし、「忌避意識」や「相手が女性性の結婚排除意識」とも「相手が男性性の結婚排除意識」とも関連がみられない。
- 「排除問題意識」が高いほど「忌避意識」は低い、「相手が女性性の結婚排除意識」とも「相手が男性性の結婚排除意識」とも関連がみられない。
- 「忌避意識」と「相手が男性性の結婚排除意識」と関連する。

図1



(6) 同和問題認識と人権意識

同和地区の人々に対する結婚差別の現状認識と差別意識との関連について検討します。

表 1 2 同和問題認識と差別意識

		相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
ほとんど反対されることはない	平均値	2.117	2.031	2.804
	度数	94	97	112
	標準偏差	0.471	0.512	0.742
反対されることがあるが、 完全になくせる	平均値	2.167	2.067	2.610
	度数	19	20	21
	標準偏差	0.598	0.636	0.909
反対されることがあるが、 かなりなくすことができる	平均値	2.039	1.963	2.586
	度数	223	218	249
	標準偏差	0.536	0.561	0.754
わからない	平均値	1.999	1.956	2.566
	度数	394	389	439
	標準偏差	0.575	0.580	0.815
なくすのは難しい	平均値	1.867	1.800	2.181
	度数	192	187	207
	標準偏差	0.579	0.585	0.863
合計	平均値	1.997	1.936	2.520
	度数	922	911	1028
	標準偏差	0.562	0.574	0.824
	F値	4.446	3.812	13.499
	P	0.001	0.004	0.000
	有意差	**	**	***

表 1 2 によると、近い将来、結婚差別をなくすことができると認識している人よりも結婚差別をなくすことは難しいと認識している人のほうが、「相手が女性の結婚排除意識」「相手が男性の結婚排除意識」「忌避意識」のいずれも強い傾向にあることがわかります。

就職差別の認識についても同様の結果になることを付け加えておきます。

○同和地区の人々にたいする就職差別や結婚差別は近い将来なくすことができると認識している人よりもなくすことは難しいと認識している人のほうが結婚排除意識も忌避意識も強い傾向にある。

3 学習経験と人権意識、差別意識との関連

ここからは、同和問題や人権に関する学習の効果について検討します。すなわち、学校教育や学校教育以外での同和問題学習や人権学習の経験の違いにより、人権や差別に関する意識に差があるかどうかを検討します。

(1) 学校教育の効果

小学校から高校の間に、同和問題に関する教育を受けたかどうかは、表 1 3 のように、年代によって異なります。すなわち、50歳代以下は、1969年から施行された同和対策事業特別措置法のもと実施された関係で、半数以上が学校での部落問題の学習経験があるのですが、60歳以上では極端に少ないことがわかります。

表 1 3

年齢と学校で部落問題の教育を受けたこと経験

		問7 学校で部落問題の教育を受けたことの有無		
		ある	ない	合計
問22 年齢	16～19歳	43 64.2%	24 35.8%	67 100.0%
	20歳代	69 61.6%	43 38.4%	112 100.0%
	30歳代	124 81.6%	28 18.4%	152 100.0%
	40歳代	141 85.5%	24 14.5%	165 100.0%
	50歳代	119 69.6%	52 30.4%	171 100.0%
	60歳代	81 30.3%	186 69.7%	267 100.0%
	70歳代	34 17.8%	157 82.2%	191 100.0%
	80歳以上	9 17.6%	42 82.4%	51 100.0%
	合計	620 52.7%	556 47.3%	1176 100.0%

$\chi^2=320.591$ $df=7$ $p<.001$ ***

そこで、学校で部落問題を学習することが当たり前となった50歳以下の672人を対象に、同和問題学習を受けた人と受けていない人と比較して、「体罰問題意識」、「排除問題意識」、「多様な生き方容認意識」、「人権推進支持意識」、「被差別責任意識」、「集合主義意識」、「相手が女性の結婚排除意識」、「相手が男性の結婚排除意識」、「忌避意識」の違いを確かめます。

表14によると、「人権推進支持意識」のみ、学校で同和問題の教育を受けた経験のある人はない人よりも有意に平均値が高くなっています。すなわち、「人権推進支持意識」については教育効果が認められるということです。

○学校における同和問題に関する教育は、「人権推進支持意識」を高める効果がある。

表 1 4 同和聞愛に関する教育経験の有無と人権や差別に関する意識との関連

		体罰問題意識	排除問題意識	多様な生き方容認意識	人権推進支持意識	被差別責任意識	集合主義意識	相手が女性の結婚排除意識	相手が男性の結婚排除意識	忌避意識
ある	平均値	2.491	3.060	2.428	3.091	2.378	1.999	2.160	2.094	2.487
	度数	376	371	375	367	368	363	341	333	373
	標準偏差	0.890	0.624	0.890	0.638	0.719	0.519	0.540	0.565	0.825
ない	平均値	2.444	3.038	2.423	3.246	2.340	2.013	2.126	2.057	2.521
	度数	117	119	117	117	117	115	110	108	119
	標準偏差	0.933	0.581	0.932	0.512	0.639	0.535	0.628	0.648	0.893
合計	平均値	2.480	3.055	2.427	3.128	2.369	2.003	2.152	2.085	2.496
	度数	493	490	492	484	485	478	451	441	492
	標準偏差	0.900	0.613	0.900	0.613	0.700	0.523	0.562	0.586	0.841
	F値	0.235	0.118	0.003	5.739	0.261	0.060	0.305	0.325	0.144
	P	0.628	0.732	0.959	0.017	0.610	0.806	0.581	0.569	0.705
	有意差	—	—	—	*	—	—	—	—	—

次に、表 15 は、同和問題に関する教育を受けた頻度の違いによって、学習効果に違いがあるかどうかをみたものです。

表 15 によると、学習の頻度と人権意識や差別意識との間に有意な関連はみられません。

表 15 同和問題に関する教育の体験頻度と人権意識や差別意識

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な 生き方 容認意識	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
ほぼ毎週	平均値	2.563	2.863	2.532	2.922	2.422	1.863	2.019	2.029	2.350
	度数	32	31	31	32	32	31	26	29	32
	標準偏差	0.859	0.892	0.974	0.999	0.843	0.551	0.647	0.584	0.998
月に数回	平均値	2.412	3.104	2.237	3.195	2.343	1.931	2.092	2.000	2.505
	度数	97	96	97	95	94	94	85	81	97
	標準偏差	0.910	0.566	0.833	0.686	0.758	0.527	0.511	0.570	0.831
年に数回	平均値	2.458	3.137	2.345	3.128	2.354	2.009	2.115	2.054	2.525
	度数	248	247	248	244	243	242	224	224	247
	標準偏差	0.857	0.619	0.908	0.596	0.701	0.555	0.548	0.560	0.802
覚えて いない	平均値	2.391	3.062	2.208	3.115	2.389	2.003	2.040	1.970	2.484
	度数	252	249	250	240	242	241	219	221	246
	標準偏差	0.853	0.542	0.912	0.595	0.705	0.567	0.552	0.568	0.791
学習経験 なし	平均値	2.308	3.015	1.896	3.161	2.189	1.927	1.912	1.852	2.563
	度数	567	560	562	548	544	548	490	477	559
	標準偏差	0.907	0.595	0.846	0.649	0.705	0.602	0.567	0.583	0.822
合計	平均値	2.372	3.054	2.100	3.141	2.285	1.959	2.000	1.937	2.528
	度数	1196	1183	1188	1159	1155	1156	1044	1032	1181
	標準偏差	0.886	0.598	0.898	0.643	0.718	0.578	0.563	0.579	0.817
	F値	0.741	1.232	1.286	2.008	0.507	0.458	0.707	0.338	0.198
	p	0.564	0.296	0.274	0.092	0.731	0.766	0.588	0.853	0.940
	有意差	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○同和問題に関する教育を受けた頻度が増えても、人権意識や差別意識の高低にはさほど影響はみられない。

(2) 学習内容について

どのような学習内容が、人権意識の高さや差別意識の低さと関連があるかを確認するために、問 7-2 の個々の学習内容を教わったか、あるいは、教わったことはないかの違いが、人権意識の高さ、あるいは、差別意識の低さとの関連を検討します。

表 16-1 “江戸時代の身分制度について”

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な 生き方 容認意識	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
教わって いない	平均値	2.445	3.070	2.332	3.160	2.288	2.018	2.047	1.971	2.439
	度数	191	187	190	188	186	183	165	165	189
	標準偏差	0.891	0.566	0.879	0.569	0.685	0.515	0.541	0.561	0.830
教わった	平均値	2.449	3.060	2.426	3.085	2.465	1.975	2.190	2.128	2.518
	度数	284	282	282	277	277	278	259	257	282
	標準偏差	0.853	0.656	0.886	0.656	0.733	0.545	0.539	0.560	0.811
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	0.002	0.025	1.285	1.615	6.857	0.715	7.016	7.903	1.061
	p	0.962	0.875	0.258	0.204	0.009	0.398	0.008	0.005	0.303
	有意差	—	—	—	—	**	—	**	**	—

表 1 6 - 2 “現在の部落差別の厳しさについて”

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な 生き方 容認意識	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
教わって いない	平均値	2.458	3.023	2.303	3.070	2.357	1.982	2.085	2.025	2.404
	度数	333	329	332	323	323	323	295	292	329
	標準偏差	0.875	0.628	0.873	0.616	0.718	0.539	0.544	0.558	0.800
教わった	平均値	2.423	3.161	2.589	3.218	2.479	2.014	2.248	2.160	2.677
	度数	142	140	140	142	140	138	129	130	142
	標準偏差	0.853	0.597	0.878	0.628	0.715	0.520	0.528	0.570	0.832
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	0.166	4.878	10.574	5.676	2.818	0.354	8.247	5.250	11.285
	P	0.684	0.028	0.001	0.018	0.094	0.552	0.004	0.022	0.001
	有意差	—	*	**	*	—	—	**	*	**

表 1 6 - 3 “部落差別の不当性について”

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な 生き方 容認意識	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
教わって いない	平均値	2.431	3.040	2.317	3.094	2.324	1.983	2.121	2.060	2.450
	度数	274	270	273	265	265	262	242	240	270
	標準偏差	0.882	0.616	0.885	0.633	0.675	0.532	0.544	0.561	0.792
教わった	平均値	2.470	3.097	2.485	3.143	2.487	2.004	2.152	2.074	2.536
	度数	201	199	199	200	198	199	182	182	201
	標準偏差	0.849	0.629	0.875	0.610	0.764	0.536	0.544	0.571	0.853
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	0.240	0.961	4.195	0.681	5.957	0.174	0.333	0.061	1.292
	P	0.624	0.327	0.041	0.410	0.015	0.677	0.564	0.805	0.256
	有意差	—	—	*	—	*	—	—	—	—

表 1 6 - 4 “差別はしてはならないという注意”

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な 生き方 容認意識	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
教わって いない	平均値	2.490	3.094	2.371	3.065	2.369	2.023	2.102	2.055	2.531
	度数	155	152	155	151	151	151	135	131	153
	標準偏差	0.927	0.629	0.929	0.666	0.770	0.554	0.582	0.600	0.820
教わった	平均値	2.427	3.050	2.396	3.139	2.405	1.977	2.149	2.072	2.465
	度数	320	317	317	314	312	310	289	291	318
	標準偏差	0.838	0.618	0.862	0.600	0.693	0.523	0.525	0.549	0.819
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	0.564	0.516	0.083	1.471	0.259	0.774	0.685	0.081	0.657
	P	0.453	0.473	0.774	0.226	0.611	0.379	0.408	0.777	0.418
	有意差	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表 1 6 - 5 “同和地区の生活の低位性、仕事の不安定性について”

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な 生き方 容認意識	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
教わって いない	平均値	2.426	3.029	2.359	3.081	2.365	1.994	2.101	2.026	2.441
	度数	377	372	376	366	366	363	340	338	372
	標準偏差	0.878	0.627	0.876	0.629	0.695	0.526	0.538	0.557	0.801
教わった	平均値	2.531	3.198	2.500	3.242	2.503	1.982	2.270	2.228	2.659
	度数	98	97	96	99	97	98	84	84	99
	標準偏差	0.824	0.582	0.909	0.584	0.796	0.562	0.546	0.568	0.864
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	1.137	5.787	1.951	5.310	2.835	0.041	6.591	8.775	5.583
	P	0.287	0.017	0.163	0.022	0.093	0.839	0.011	0.003	0.019
	有意差	—	*	—	*	—	—	*	**	*

表 1 6 - 6 “結婚差別について”

		問題意識	排除問題意識	多様な生き方容認意識	人権推進支持意識	被差別責任意識	集合主義意識	相手が女性： の結婚 排除意識	相手が男性： の結婚 排除意識	忌避意識
教わっていない	平均値	2.395	3.042	2.267	3.073	2.262	1.975	2.098	2.008	2.448
	度数	209	204	208	201	203	199	178	178	205
	標準偏差	0.907	0.648	0.913	0.659	0.693	0.537	0.543	0.578	0.810
教わった	平均値	2.489	3.081	2.483	3.147	2.496	2.005	2.161	2.109	2.517
	度数	266	265	264	264	260	262	246	244	266
	標準偏差	0.834	0.601	0.849	0.593	0.722	0.531	0.543	0.552	0.826
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	1.375	0.464	7.053	1.587	12.381	0.355	1.357	3.258	0.816
	P	0.242	0.496	0.008	0.208	0.000	0.552	0.245	0.072	0.367
	有意差	—	—	**	—	***	—	—	—	—

表 1 6 - 7 “就職差別について”

		体罰問題意識	排除問題意識	多様な生き方容認意識	人権推進支持意識	被差別責任意識	集合主義意識	相手が女性： の結婚 排除意識	相手が男性： の結婚 排除意識	忌避意識
教わっていない	平均値	2.426	3.011	2.297	3.064	2.273	1.999	2.094	2.017	2.451
	度数	242	237	241	233	236	231	210	208	238
	標準偏差	0.900	0.641	0.897	0.640	0.683	0.514	0.543	0.572	0.817
教わった	平均値	2.470	3.119	2.483	3.166	2.519	1.985	2.174	2.114	2.523
	度数	233	232	231	232	227	230	214	214	233
	標準偏差	0.834	0.598	0.861	0.602	0.734	0.553	0.542	0.555	0.821
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	0.310	3.560	5.277	3.106	13.886	0.081	2.260	3.172	0.897
	P	0.578	0.060	0.022	0.079	0.000	0.776	0.133	0.076	0.344
	有意差	—	—	*	—	***	—	—	—	—

表 1 6 - 8 “同和対策事業について”

		体罰問題意識	排除問題意識	多様な生き方容認意識	人権推進支持意識	被差別責任意識	集合主義意識	相手が女性： の結婚 排除意識	相手が男性： の結婚 排除意識	忌避意識
教わっていない	平均値	2.449	3.039	2.367	3.103	2.375	1.986	2.113	2.041	2.459
	度数	396	391	395	387	387	384	356	352	392
	標準偏差	0.875	0.623	0.890	0.610	0.700	0.522	0.538	0.558	0.817
教わった	平均値	2.437	3.189	2.494	3.176	2.487	2.023	2.245	2.195	2.625
	度数	79	78	77	78	76	77	68	70	79
	標準偏差	0.833	0.599	0.845	0.683	0.803	0.589	0.562	0.583	0.817
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	0.014	3.817	1.321	0.906	1.533	0.309	3.378	4.409	2.733
	P	0.905	0.051	0.251	0.342	0.216	0.578	0.067	0.036	0.099
	有意差	—	—	—	—	—	—	—	*	—

表 1 6 - 9 “部落解放運動について”

		体罰問題意識	排除問題意識	多様な生き方容認意識	人権推進支持意識	被差別責任意識	集合主義意識	相手が女性： の結婚 排除意識	相手が男性： の結婚 排除意識	忌避意識
教わっていない	平均値	2.404	3.049	2.298	3.092	2.375	1.973	2.107	2.032	2.444
	度数	287	282	287	279	279	275	255	254	284
	標準偏差	0.885	0.628	0.877	0.600	0.657	0.515	0.534	0.553	0.803
教わった	平均値	2.513	3.087	2.527	3.149	2.421	2.020	2.176	2.118	2.552
	度数	188	187	185	186	184	186	169	168	187
	標準偏差	0.838	0.612	0.878	0.656	0.803	0.559	0.556	0.580	0.840
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	1.800	0.423	7.674	0.931	0.449	0.878	1.611	2.348	1.973
	P	0.180	0.516	0.006	0.335	0.503	0.349	0.205	0.126	0.161
	有意差	—	—	**	—	—	—	—	—	—

表16-10 “部落差別は解消しつつあることについて”

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な 生き方 容認意識	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
教わって いない	平均値	2.445	3.063	2.374	3.110	2.403	1.998	2.120	2.047	2.464
	度数	421	416	418	412	411	408	377	374	417
	標準偏差	0.880	0.626	0.881	0.622	0.715	0.531	0.537	0.559	0.803
教わった	平均値	2.463	3.071	2.491	3.151	2.317	1.948	2.248	2.215	2.659
	度数	54	53	54	53	52	53	47	48	54
	標準偏差	0.770	0.587	0.903	0.630	0.749	0.551	0.584	0.594	0.921
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	0.020	0.007	0.829	0.198	0.661	0.403	2.325	3.793	2.721
	P	0.889	0.933	0.363	0.656	0.417	0.526	0.128	0.052	0.100
	有意差	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表16-11 “同和地区の生活や仕事の変化について”

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な 生き方 容認意識	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
教わって いない	平均値	2.426	3.046	2.373	3.101	2.379	1.996	2.133	2.059	2.475
	度数	419	413	416	409	409	405	374	372	415
	標準偏差	0.868	0.623	0.888	0.620	0.703	0.521	0.540	0.562	0.812
教わった	平均値	2.607	3.196	2.500	3.219	2.505	1.960	2.147	2.123	2.575
	度数	56	56	56	56	54	56	50	50	56
	標準偏差	0.857	0.597	0.847	0.636	0.826	0.616	0.572	0.589	0.871
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	2.159	2.902	1.027	1.768	1.462	0.230	0.029	0.577	0.740
	P	0.142	0.089	0.311	0.184	0.227	0.632	0.866	0.448	0.390
	有意差	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表16-12 “なぜ部落差別がなくなるのか、その理由について”

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な 生き方 容認意識	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
教わって いない	平均値	2.431	3.029	2.341	3.068	2.383	1.986	2.100	2.038	2.434
	度数	371	368	370	361	360	358	332	332	367
	標準偏差	0.863	0.626	0.888	0.618	0.688	0.528	0.538	0.544	0.783
教わった	平均値	2.505	3.193	2.559	3.279	2.432	2.012	2.259	2.172	2.673
	度数	104	101	102	104	103	103	92	90	104
	標準偏差	0.885	0.589	0.848	0.616	0.818	0.553	0.547	0.626	0.915
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	0.583	5.611	4.923	9.434	0.378	0.191	6.257	4.052	7.009
	P	0.445	0.018	0.027	0.002	0.539	0.662	0.013	0.045	0.008
	有意差	—	*	*	**	—	—	*	*	**

表16-13 “部落差別をなくす方法について”

		体罰問題 意識	排除問題 意識	多様な 生き方 容認意識	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
教わって いない	平均値	2.409	3.044	2.382	3.087	2.379	1.981	2.121	2.055	2.461
	度数	410	406	408	400	398	397	365	365	406
	標準偏差	0.863	0.633	0.900	0.632	0.709	0.527	0.547	0.564	0.801
教わった	平均値	2.692	3.190	2.422	3.288	2.485	2.059	2.220	2.140	2.649
	度数	65	63	64	65	65	64	59	57	65
	標準偏差	0.860	0.531	0.773	0.533	0.770	0.568	0.515	0.569	0.910
合計	平均値	2.447	3.064	2.388	3.115	2.394	1.992	2.134	2.066	2.487
	度数	475	469	472	465	463	461	424	422	471
	標準偏差	0.867	0.621	0.883	0.623	0.718	0.533	0.543	0.565	0.819
	F値	6.068	3.030	0.111	5.920	1.214	1.164	1.716	1.132	2.986
	P	0.014	0.082	0.740	0.015	0.271	0.281	0.191	0.288	0.085
	有意差	*	—	—	*	—	—	—	—	—

表 16-1～表 16-13 までの分析結果から、学校教育の場で、「江戸時代の身分制度について」、「現在の部落差別の厳しさについて」、「同和地区の生活の低位性、仕事の不安定性について」、「なぜ部落差別がなくなるのか、その理由について」教わった人は教わっていない人よりも、「排除問題意識」、「多様な生き方容認意識」、「人権推進支持意識」が高くなるだけではなく、結婚排除意識や忌避意識が低くなっています。

「部落差別の不当性について」、「結婚差別について」、「就職差別について」教わった人は教わっていない人よりも、「多様な生き方容認意識」は高く、「被差別責任意識」は低い傾向がみられます。

「差別はしてはならないという注意」、「部落差別は解消しつつあることについて」、「部落差別をなくす方法について」教わったという経験は、人権意識と関連はみられません。

○学校教育の場で、「江戸時代の身分制度について」、「現在の部落差別の厳しさについて」、「同和地区の生活の低位性、仕事の不安定性について」、「なぜ部落差別がなくなるのか、その理由について」教わることは、「排除問題意識」、「多様な生き方容認意識」、「人権推進支持意識」を高くし、「結婚排除意識」、「忌避意識」を低くする。

○学校教育の場で、「部落差別の不当性について」、「結婚差別について」、「就職差別について」教わることは、「多様な生き方容認意識」を高め、「被差別責任意識」を低くする。

（３）学校以外での人権問題学習

これまで、「市民対象の講座」、「職場の研修」、「PTA や民間団体が主催する研修」、「その他」のいずれかで学習経験のある場合を、「学習経験あり」とし、いずれもない場合は、「学習経験なし」として、さまざまな人権意識得点との関連をみます。

表 1 7

		体罰容認意識	排除問題意識	多様な生き方容認意識	人権推進支持意識	被差別責任意識	集合主義意識	相手が女性の結婚排除意識	相手が男性の結婚排除意識	忌避意識
学習経験なし	平均値	2.362	3.021	2.097	3.126	2.237	1.946	1.970	1.904	2.473
	度数	778	769	776	757	755	755	676	670	766
	標準偏差	0.890	0.579	0.902	0.648	0.669	0.554	0.561	0.576	0.798
学習経験あり	平均値	2.394	3.167	2.126	3.150	2.426	2.005	2.068	2.029	2.652
	度数	348	348	346	338	333	341	320	309	345
	標準偏差	0.888	0.620	0.890	0.628	0.797	0.629	0.571	0.578	0.835
合計	平均値	2.372	3.066	2.106	3.134	2.295	1.964	2.002	1.943	2.529
	度数	1126	1117	1122	1095	1088	1096	996	979	1111
	標準偏差	0.889	0.595	0.898	0.642	0.716	0.579	0.566	0.580	0.814
	F値	0.296	14.694	0.240	0.318	16.220	2.454	6.564	9.948	11.668
	p	0.587	0.000	0.625	0.573	0.000	0.117	0.011	0.002	0.001
	有意差	—	***	—	—	***	—	*	**	**

なんらかの学習経験のある人は学習経験のないよりも、「排除問題意識」が高く、「被差別責任意識」は低く、結婚排除意識も忌避意識も低いことがわかります。

次に、表 1 8 は、学習回数と人権意識との関連をみたものです。

表 1 8

		体罰容認意識	排除問題意識	多様な生き方容認意識	人権推進支持意識	被差別責任意識	集合主義意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
0 回	平均値	2.362	3.021	2.097	3.126	2.237	1.946	1.970	1.904	2.473
	度数	778	769	776	757	755	755	676	670	766
	標準偏差	0.890	0.579	0.902	0.648	0.669	0.554	0.561	0.576	0.798
1 回	平均値	2.258	3.103	2.000	3.148	2.250	1.875	1.947	1.904	2.393
	度数	31	29	30	27	26	28	25	26	29
	標準偏差	0.773	0.498	0.788	0.577	0.828	0.571	0.515	0.534	0.854
2 回	平均値	2.174	2.989	1.957	3.076	2.381	1.932	1.909	1.841	2.591
	度数	23	23	23	23	21	22	22	21	22
	標準偏差	0.668	0.571	0.952	0.605	0.664	0.431	0.484	0.526	0.726
3～5 回	平均値	2.378	3.117	2.131	3.162	2.275	2.009	1.987	1.968	2.525
	度数	82	83	84	82	81	82	79	78	83
	標準偏差	0.884	0.594	0.935	0.615	0.690	0.636	0.570	0.549	0.838
6 回以上	平均値	2.476	3.245	2.176	3.186	2.633	2.068	2.163	2.107	2.788
	度数	148	149	145	144	143	146	135	129	148
	標準偏差	0.915	0.671	0.881	0.657	0.793	0.679	0.586	0.599	0.863
合計	平均値	2.372	3.062	2.105	3.137	2.299	1.966	1.997	1.936	2.522
	度数	1062	1053	1058	1033	1026	1033	937	924	1048
	標準偏差	0.886	0.596	0.899	0.643	0.705	0.579	0.565	0.578	0.817
	F 値	0.952	4.801	0.515	0.340	9.913	1.679	3.514	3.601	4.903
	P	0.433	0.001	0.725	0.851	0.000	0.152	0.007	0.006	0.001
	有意差	—	**	—	—	***	—	**	**	**

表 1 8 では、学習回数と「排除問題意識」、「被差別責任意識」、「結婚排除意識」、「忌避意識」と関連することがわかります。なお、表は省略しますが、一元配置分散分析という統計処理を行ったところ、いずれも、5 回以下と「6 回以上」との間に、統計的な有意差が確認されました。すなわち、学習経験が 6 回以上であれば、「排除問題意識」は高くなり、「被差別責任意識」、「結婚排除意識」、「忌避意識」は低くなるということです。

○人権問題学習を 6 回以上経験した人は、「排除問題意識」は有意に高く、「被差別責任意識」、「結婚排除意識」、「忌避意識」は有意に低い。

学校以外の人権問題学習のなかで、「とくに役に立った学習先」では、表 1 9 のように、「職場の研修」が 5 0 % と最も多くなっていることがわかります。

表 1 9

役に立った(印象に残った)学習先		
	度数	パーセント
市民対象の講座などで受けたもの	38	11.9
職場の研修で受けたもの	159	50.0
PTA や民間団体が主催する研修で受けたもの	45	14.2
その他	34	10.7
役立った(印象に残った)と思うものはない	42	13.2
合計	318	100.0

「とくに役に立った学習分野」では、「同和問題」が 43.7 % と群を抜いて高くなっています。

表 2 0

役に立った(印象に残った)学習分野		
	度数	パーセント
女性の人権問題	28	10.4
障がい者の人権問題	33	12.2
高齢者の人権問題	4	1.5
子どもの人権問題	11	4.1
同和問題	118	43.7
外国人の人権問題	6	2.2
職業や雇用をめぐる人権問題	9	3.3
ハンセン病回復者やHIV感染者の人権問題	6	2.2
その他	44	16.3
覚えていない、わからない	11	4.1
合計	270	100.0

また、「とくに役に立った学習形式」では、「教師や学識者による授業、講義・講演」25.2%、「映画・ビデオなど映像媒体を用いたもの」24.8%、「差別を受けている当事者や、それを支援する団体等の職員による授業」20.4%などとなっています。

表 2 1

役に立った(印象に残った)学習形式		
	度数	パーセント
教師や学識者による授業、講義・講演	68	25.2
差別を受けている当事者や、それを支援する団体等の職員による授業	55	20.4
映画・ビデオなど映像媒体を用いたもの	67	24.8
グループ討論や模擬体験等を通じた参加・体験型の学習	8	3.0
リパティおおさかやピースおおさかなど、人権問題に関する施設の見学	6	2.2
人権問題に関する歴史をたどるフィールドワーク等の学習	19	7.0
その他	33	12.2
覚えていない、わからない	14	5.2
合計	270	100.0

なお、「とくに役に立った学習先」、「学習分野」、「学習の形式」については、これまで経験のあるものを選んでもらったうえで、それらの中で、「とくに役に立った」ものを選択してもらう方法をとらなければ、回答者の学習経験の少ない学習先、学習分野、学習の形式は、経験した人々にとっては、「とくに役に立った」として選ばれても、全体の比率は下がってしまうことになります。設問としてやや問題があったことを指摘し、これらの分析結果については参考資料にとどめておきます。

4 自己評価と人権意識

ここからは、自己評価と人権意識との関連を検討します。

「大阪府人権調査 2010」、「大阪市人権調査 2010」では、自己肯定感尺度、自己充足感尺度、および、被受容感尺度を作成し、人権意識との関連を検討したところ、ほとんど、統計的に有意な関連はみられませんでした。一部、関連がみられたのは、自己充足感と結婚排除否定意識とが逆相関するというものでした。

(1) 自己評価を測る

泉南市人権調査についても、まず、自己評価尺度を作成するために、問9、および問10について因子分析を行います。

分析にあたり、自己評価が高いほど点数が高くなるように、「(1) 現在、自分の生活は充実している」、「(3) 自分には、ほかの人にはないよい点があると思う」、「(5) 自分は、人とうまくやっていける人間だと思う」、「(7) 自分は、困難なことでも、何とかやり遂げることができると思う」について、「あてはまる」4点、「ややあてはまる」3点、「あまりあてはまらない」2点、「あてはまらない」1点とコード化します。

主因子法でバリマックス回転を行ったところ、表22のような分析結果となりました。

表22

自己評価	第1因子	第2因子
問9(7) 自分は、困難なことでも、何とかやり遂げることができると思う・逆	0.635	0.192
問9(5) 自分は、人とうまくやっていける人間だと思う・逆	0.619	0.198
問9(4) 自分は、何をやってもだめな人間だと思う・逆	0.576	0.410
問9(6) 自分は、まわりの人から期待されていないと思うことがある	0.497	0.337
問9(3) 自分には、ほかの人にはないよい点があると思う・逆	0.486	0.069
問9(2) 最近、自分の生活は生きづらくなってきたと思う	0.067	0.784
問9(1) 現在、自分の生活は充実している・逆	0.273	0.520
問9(8) 自分の人生は、どんなに努力しても、うまくいくとは限らないと思う	0.338	0.421
寄与率	22.4	17.8
累積寄与率	22.4	40.3
クロンバックの信頼性係数	0.740	0.631
因子解釈	自己肯定感	自己充実感

因子抽出法: 主因子法 回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

第1因子は、「(7) 自分は、困難なことでも、何とかやり遂げることができると思う・逆」、「(5) 自分は、人とうまくやっていける人間だと思う・逆」、「(4) 自分は、何をやってもだめな人間だと思うことがある」、「(6) 自分は、まわりの人から期待されていないと思うことがある」、「(3) 自分には、ほかの人にはないよい点があると思う」が高い因子負荷量を示すことから、自分自身にたいする肯定的な評価と解釈できることから、「自己肯定感」因子と名付けます。また、第2因子は、「(2) 最近、自分の生活は生きづらくなってきたと思う」、「(1) 現在、自分の生活は充実している」、「(8) 自分の人生は、どんなに努力しても、うまくいくとは限らないと思う」が高い因子負荷量を示すことから、自分の生活内容に対する肯定的な評価と解釈できることから、「自己充実感」因子と名付けます。第1因子、第2因子について尺度を構成するにあたり、クロンバックの信頼性係数を求めたところ、第1因子 0.740、第2因子 0.631 となり、尺度化するうえで、それほど問題ないと判断できます。第1因子、第2因子それぞれ、平均値を「自己肯定度」、「自己充実度」尺度とします。第1因子の平均値 2.9、標準偏差 0.6、第2因子の平均値 2.8、標準偏差 0.7 となります。

次に、問10について、同様の手法で因子分析したところ、表23のように、1因子に収斂しました。この因子は、自分が社会から受け入れられているという評価と解釈できることから、「被受容感」因子と名付けます。クロンバックの信頼性係数は 0.801 と高く、尺度を構成するうえで問題ないことがわかります。この因子の5項目の平均値を「被受容度」とします。平均値は 3.3、標準偏差は 0.6 となりました。

表 2 3

被受容項目	第1因子
問10(3) 人間関係のトラブルが生じたら、相談できる人がある・逆	0.797
問10(5) 自分には信頼できる人がある・逆	0.784
問10(1) 自分には、どんな時でも自分を受け入れ、認めてくれる人がある・逆	0.742
問11(2) 信頼できる少数の友だちとは深くつきあうほうだ・逆	0.568
問10(4) 家の中にも、職場や学校にもどこにも自分の居場所がないような気がする	0.444
寄与率	46.4
累積寄与率	46.4
クロンバックの信頼性係数	0.801
因子解釈	被受容感

因子抽出法：主因子法

(2) 自己評価と人権意識との関連

自己肯定感、自己充実感、被受容感とさまざまな人権意識との相関関係を求めたところ、表 2 4 の結果になりました。

表 2 4

	自己肯定感	自己充実感	被受容感	体罰問題意識度	排除問題意識度	多様な生き方容認意識度	人権推進支持意識度	被差別責任意識度	集合主義意識度	相手が女性の結婚排除意識度	相手が男性の結婚排除意識度	忌避意識度
自己肯定感	1	.495**	.458**	-.044	.102**	-.102**	.017	-.037	-.082**	-.022	-.003	.028
Pearson の相関係数												
有意確率(両側)		.000	.000	.137	.001	.000	.561	.211	.006	.483	.927	.338
N	1178	1165	1157	1168	1160	1160	1136	1135	1136	1026	1009	1153
自己充実感	.495**	1	.404**	.010	.137**	-.110**	.025	.043	.006	.049	.072*	.081**
Pearson の相関係数												
有意確率(両側)	.000		.000	.728	.000	.000	.396	.148	.838	.113	.022	.006
N	1165	1185	1161	1174	1164	1168	1139	1136	1139	1032	1013	1160
被受容感	.458**	.404**	1	.008	.134**	.034	.077**	.033	-.007	.080*	.089**	.060*
Pearson の相関係数												
有意確率(両側)	.000	.000		.796	.000	.250	.009	.271	.804	.010	.005	.040
N	1157	1161	1188	1179	1169	1173	1147	1142	1144	1036	1019	1166

分析の結果、自己肯定感は、「排除問題意識」と関連し、「多様な生き方容認意識」、「集合主義意識」とは逆相関することがわかります。すなわち、自己肯定感が高いほど、「排除問題意識」は高く、「多様な生き方容認意識」は低く、そして「集合主義意識」は高い傾向にあると言えます。

自己充実感は、「排除問題意識」と関連し、「多様な生き方容認意識」とは逆相関し、そして、「相手が男性の結婚排除意識」、「忌避意識」を否定する意識と関連することがわかります。すなわち、自己充実感が高いほど、「排除問題意識」は高くなり、「多様な生き方容認意識」は低くなり、そして、「相手が男性の結婚排除意識」、「忌避意識」を否定する意識が高くなるということです。

また、被受容感は、「排除問題意識」、「多様な生き方容認意識」、「人権推進支持意識」と関連し、「相手が女性の結婚排除意識」、「相手が男性の結婚排除意識」、「忌避意識」については、それらの意識が低い傾向と関連することがわかります。

- 自己肯定感が高いほど「排除問題意識」は高い。自己肯定感が高いほど、「多様な生き方容認意識」は低く、「集合主義意識」は強い傾向にある。
- 自己充実感が高いほど「排除問題意識」は高い。自己充実感が高いほど、「多様な生き方容認意識」は低い傾向にある。しかし、「相手が男性の結婚排除意識」、「忌避意識」は低い傾向にある。
- 被受容感が高いほど、「排除問題意識」、「多様な生き方容認意識」、「人権推進支持意識」は高い傾向にある。また、被受容感が高いほど「相手が女性の結婚排除意識」、「相手が男性の結婚排除意識」、「忌避意識」は弱い傾向にある。

「大阪府人権調査 2010」、「大阪市人権調査 2010」では、自己評価と人権意識との間に、ほとんど統計的に有意な関連はみられなかったのですが、泉南市人権調査では、一定の関連がみられました。とりわけ、被受容感とさまざまな人権意識や差別意識と関連がみられました。この知見について、自分が他者から受け入れられていると実感できている人ほど、他者や他者の生き方に寛容であると解釈できます。ただ、これらの知見については、今後さらに、追証する必要があると言えます。

次に、表 2 5 は、現在の暮らし向きと人権意識や差別意識との関連をみたものです。なお、現在の暮らし向きについては、「良い」5 点、「やや良い」4 点、「ふつう」3 点、「やや悪い」2 点、「悪い」1 点と点数化しています。

表 2 5

		相関係数								
		体罰問題意識	排除問題意識	多様な生き方容認意識	人権推進意識	被差別意識	集合主義意識	相手の女性結婚排除意識	相手の男性結婚排除意識	忌避意識
S p e a r	問 26 現在の暮らし向き・逆	.012	.070	-.086	.006	.002	-.045	.047	.072	.008
	相関係数									
	有意確率 (両側)	.677	.016	.003	.842	.938	.129	.126	.021	.787
	N	1200	1188	1192	1160	1158	1159	1049	1036	1182
忌避意識度			*	**					*	.

表 2 5 によると、現在の暮らし向きと「排除問題意識」と関連し、「多様な生き方容認意識」とは逆相関し、そして、「相手が男性の結婚排除意識」と相関することがわかります。すなわち、現在の暮らし向きがよいほど、「排除問題意識」は高い傾向にあるが、「多様な生き方容認意識」は低い傾向にあるといえます。また、現在の暮らし向きが良いほど、「相手が男性の結婚排除意識」は低い傾向がみられます。どのように解釈するかは難しいところです。

- 現在の暮らし向きが良いほど、「排除問題意識」は高い傾向にある。しかし、「多様な生き方容認意識」は低い傾向にある。

5 差別の社会化と人権意識、差別意識

(1) 差別の社会化

個々人が、生まれた後に身近な人々から差別を教えられ学習する過程を、私は「差別の社会化」と名付けています（神原 2011, 神原 2012）。今回の調査では、問 16 において、「同和地区の人（子ども）とは、つきあっては（遊んでは）いけない」や「同和地区の人はこわい」といった、同和地区の人々に対するマイナスの言説を直接見聞いた経験を問い、さらに、だれから見聞いたか、聞いたとき、どう感じたかを問うています。

「差別の社会化」の経験と人権意識、差別意識との関連をみてみます。

問 16 では、差別的な発言や行動の見聞を問うていますが、ここでは、経験がある場合と経験がない場合と再コード化し、年齢とクロスしたところ、表 2 6 のように、統計的に有意な関連がみられました。すなわち、年代が下がるほど、差別的な発言や行動を直接の見聞いた経験が少なくなっていることがわかります。これは、非常に好ましい傾向であると言えるでしょう。

表 2 6

		問16 同和地区に対する差別的な発言や行動を見聞いた経験		
		経験あり	経験なし	合計
問22 年齢	16～19歳	15 26.8%	41 73.2%	56 100.0%
	20歳代	42 42.0%	58 58.0%	100 100.0%
	30歳代	98 66.7%	49 33.3%	147 100.0%
	40歳代	103 65.6%	54 34.4%	157 100.0%
	50歳代	117 72.7%	44 27.3%	161 100.0%
	60歳代	164 69.2%	73 30.8%	237 100.0%
	70歳代	121 71.6%	48 28.4%	169 100.0%
	80歳以上	23 59.0%	16 41.0%	39 100.0%
	合計	683 64.1%	383 35.9%	1066 100.0%

$\chi^2=68.049$ $df=7$ $p<.001$ ***

○年代が下がるほど、差別的な発言や行動を見聞いた比率が下がる傾向にある。

誰から差別的な発言や行動を直接見聞いたかという問への回答を集計したところ、表 2 7 のように、該当者 847 人のうち、「家族」16.8%、「近所の人」12.4%、「友人」12.0%など身近な人びとが多い一方、「テレビや新聞、雑誌などのマスメディア」10.3%も低い数値とは言えません。

表 2 7

問16-1 差別的な言動を見聞きした相手・媒体

	度数	有効パーセント
家族	142	16.8
親戚	43	5.1
近所の人	105	12.4
友人	102	12.0
職場の人	78	9.2
学校の先生	6	.7
府や市町村の職員	10	1.2
知らない人	43	5.1
テレビや新聞、雑誌などのマスメディア	87	10.3
その他	74	8.7
不明	157	18.5
合計	847	100.0

そして、差別的な言動を直接に見聞したときの受け止め方をみると、表 28 のようになりました。

「そのとおりに思った」という「賛同」した人は 8.5%、「そういう見方もあるのかと思った」という「容認」した人は、30.4%、「反発・疑問を感じた」のは 10.2%、「とくに何も思わなかった」という「無関心」は 6.2%、そして、「見聞きしたことはない」という「経験なし」は 31.7% となりました。

表 28

問16-2 見聞きした時の感想		度数	パーセント
有効	そのとおりに思った	106	8.5
	そういう見方もあるのかと思っ	377	30.4
	反発・疑問を感じた	127	10.2
	とくに何も思わなかった	77	6.2
	見聞きしたことはない	394	31.7
	不明	160	12.9
合計		1241	100.0

差別の社会化については、だれしも差別的な言動を直接に見聞しないに越したことはないのですが、「大阪府人権調査 2010」や「大阪市人権調査 2010」において、何らかの言動を見聞したときの受け止め方が人権意識や差別意識と関連のあることが明らかになっていることから、ここでも、どのように受け止めたかという点に着目することにします。

(2) 差別の社会化と人権意識

表 29 は、差別の社会化の受け止め方の違いによるさまざまな人権意識、差別意識の平均値の差をみたものです。

「体罰問題意識」を除いて、いずれも差別の社会化と強い関連のあることがわかります。

表 29

		体罰容認 意識	排除問題 意識	多様な 生き方 容認意識	人権推進 支持意識	被差別 責任意識	集合主義 意識	相手が女性 の結婚 排除意識	相手が男性 の結婚 排除意識	忌避意識
賛同	平均値	2.170	2.981	2.005	2.910	2.031	1.743	1.690	1.608	2.135
	度数	106	105	106	105	106	106	92	97	105
	標準偏差	0.894	0.601	0.849	0.731	0.732	0.513	0.519	0.502	0.791
容認	平均値	2.326	3.030	2.067	3.080	2.231	1.933	1.907	1.851	2.440
	度数	374	373	375	367	367	368	334	329	369
	標準偏差	0.831	0.594	0.919	0.616	0.700	0.565	0.534	0.545	0.748
無関心	平均値	2.273	2.953	2.188	2.943	2.226	2.030	1.946	1.911	2.392
	度数	77	75	77	75	73	75	71	69	77
	標準偏差	0.891	0.681	0.881	0.774	0.771	0.536	0.555	0.542	0.891
見聞なし	平均値	2.494	3.066	2.171	3.220	2.383	2.015	2.131	2.056	2.654
	度数	392	390	389	370	372	372	341	340	387
	標準偏差	0.880	0.566	0.880	0.595	0.662	0.577	0.555	0.577	0.820
反発	平均値	2.388	3.329	2.189	3.317	2.539	2.021	2.152	2.092	2.740
	度数	125	124	122	123	122	119	111	102	126
	標準偏差	0.922	0.563	0.952	0.574	0.778	0.621	0.547	0.602	0.853
合計	平均値	2.375	3.068	2.121	3.131	2.301	1.960	1.998	1.931	2.520
	度数	1074	1067	1069	1040	1040	1040	949	937	1064
	標準偏差	0.875	0.595	0.900	0.640	0.717	0.574	0.562	0.577	0.820
F値		3.858	7.777	1.365	10.088	9.749	5.549	17.225	16.174	12.524
P		0.004	0.000	0.244	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
有意差		**	***	-	***	***	***	***	***	***

○差別の社会化の受け止め方は、おおよそ「賛同」「容認」「無関心」「見聞なし」「反発」の順で、人権意識は高くなり、差別意識は低くなる傾向にある。

これまで扱ってきたさまざまな人権意識、差別意識のなかで、「体罰問題意識」だけ、別次元の人権意識なのかもしれません。このことは、体罰問題意識は、従来型の人権学習では効果があるとは言えないことを示唆しています。

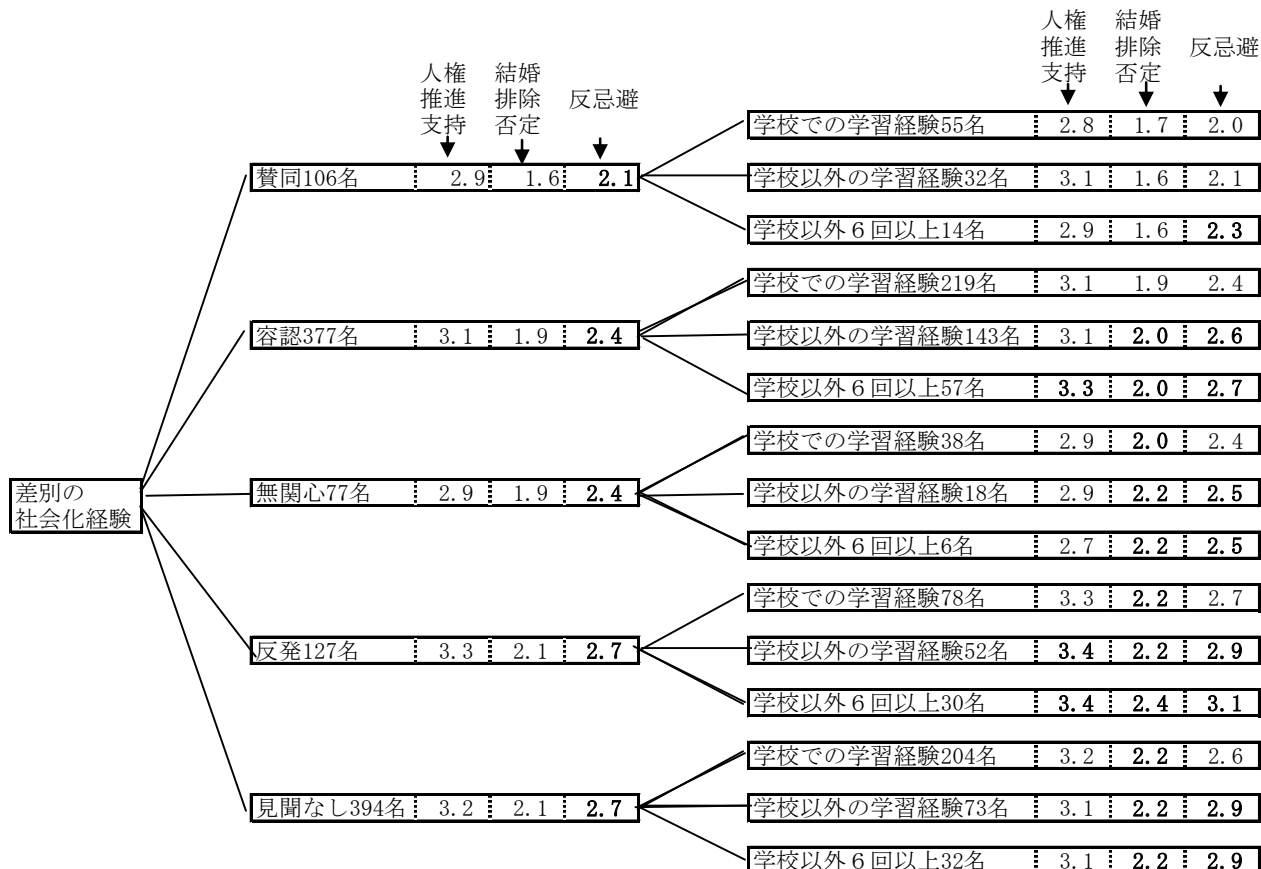
（３）差別の社会化と人権学習の効果

次に、差別の社会化を経験した人が、なんらかの人権学習を経験することにより、人権意識は高くなり、差別意識が低くなるのかどうか検討します。

図２は、差別の社会化を経験が、「賛同」「容認」「無関心」「反発」「見聞なし」の人々の「人権推進支持意識度」、「相手が男性の結婚排除意識度」、「忌避意識度」が、その後の学校教育における人権学習経験、学校以外の人権学習経験、学校以外の人権学習の回数６回以上の場合に、人権意識得点が上昇するかどうかを図示したものです。

それによると、学校教育における人権学習では、「賛同」や「容認」の人々の数値に変化はみられず、学習効果があったとは言いきれません。ただし、学校以外の人権学習では、「相手が男性の結婚排除意識」や「忌避意識」の平均値が幾分高くなり、忌避意識が軽減されていることが伺えます。ただし、「賛同」の人がさまざまな人権学習を受けても、「見聞なし」の人々の人権意識度まで達することはできていません。「容認」の人々が、学校以外の研修を６回以上受けることで、ようやく「見聞なし」のレベルに達するようです。

図 2



○学校教育における人権学習は、「賛同」や「容認」の人々にとってさほど効果があるとは言えない。

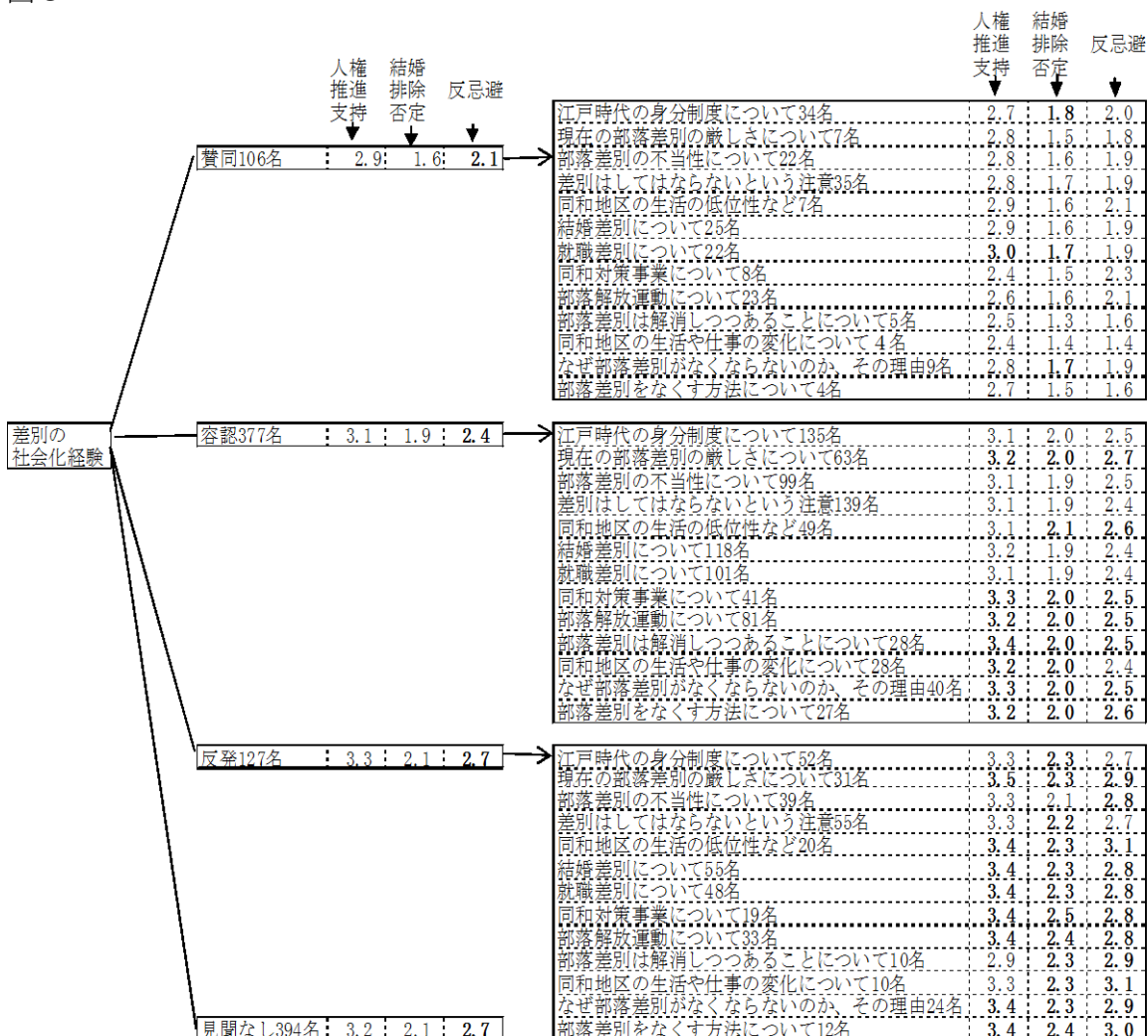
○学校以外の学習経験では、一定の効果が見られるが、「見聞なし」のレベルまで人権意識が達するためには、6回以上の研修を要するようである。

図3は、差別の社会化において、「賛同」した人、「容認」した人、そして「反発」した人について、学校教育における学習内容の違いによって、人権意識がどの程度まで高くなるかを分析した結果です。「賛同」した人のなかで、教わった学習内容を具体的に選んでいる人の人数が少ないため、統計的に意味があるとは言えないですが、人権意識を高める効果については、きわめて限定的であると言わざるをえません。

対して、差別の社会化において、「容認」した人の場合、学習内容によって、幾分効果が見られます。ただし、「見聞なし」の人々と比較して、「人権推進支持意識」は同程度まで高くなったことがわかりますが、結婚排除意識や忌避意識では同程度に達してはいません。

「反発」した人では、いずれの人権内容の学習も、「人権推進支持意識」、「結婚排除意識」、「忌避意識」のいずれかの人権意識を高める効果が認められます。このことは、「反発」した人はもともと人権意識の高い人々であり、人権学習においても積極的に教わる結果、さらに人権意識が高くなったものと推測されます。

図3



- 学校における人権学習内容は、差別の社会化において、「賛同」した人よりも、「容認」した人において、幾分効果がみられ、さらに「反発」した人では、最も効果がみられる。
- 差別の社会化において、「賛同」した人や「容認」した人の場合、学校におけるどのような人権学習内容を教わっても、「見聞なし」の人の人権意識の水準に達することは容易ではない。

6 まとめにかえて

今回の泉南市人権調査において、「大阪府人権調査 2010」や「大阪市人権調査 2010」と同様の人権尺度を構成し、同様の分析を試みました。明らかになった点を以下のようにまとめておきます。

- ①今回の泉南市人権調査では、人権意識、差別意識に関する尺度として、「体罰問題意識度」、「排除問題意識度」、「多様な生き方容認意識度」、「人権推進支持意識度」、「被差別責任意識度」、「集合主義意識度」、「相手が女性の結婚排除意識度」、「相手が男性の結婚排除意識度」、そして、「忌避意識度」を作成することができました。
- ②自分の権利よりも全体の調和を考えるべきという「集合主義意識」については、「集合主義意識」の低さは、「体罰問題意識」と関連し、「被差別責任意識」の低さとも関連することがわかりました。
- ③「体罰問題意識」と性別役割分業意識、および、「集合主義意識」との関連が見いだされました。
体罰を防止するうえで、社会における男女関係、大人と子どもとの関係、そして、個人と全体との関係などにおいて、対等な関係の構築が課題と言えそうです。
- ④学校教育の場で、「江戸時代の身分制度について」、「現在の部落差別の厳しさについて」、「同和地区の生活の低位性、仕事の不安定性について」、「なぜ部落差別がなくなるのか、その理由について」教わることは、「排除問題意識」、「多様な生き方容認意識」、「人権推進支持意識」を高くし、「結婚排除意識」、「忌避意識」を低くすること、また、学校教育の場で、「部落差別の不当性について」、「結婚差別について」、「就職差別について」教わることは、「多様な生き方容認意識」を高め、「被差別責任意識」を低くするという知見を得ることができました。
学校を卒業して年数が経っていても、学校で 人権問題についてどのような内容を教わったかということを知覚しているような内容の授業がされれば、人権意識を高め、差別意識を弱める効果が期待できると言えそうです。
- ⑤人権問題学習を 6 回以上経験した人は、「排除問題意識」は有意に高く、「被差別責任意識」「結婚排除意識」「忌避意識」は有意に低いという知見を得ることができました。
この知見については、市民学習などは、自発的に参加する学習であることから、人権意識の高い人ほど、何度も、さまざまな人権学習に参加している結果であると解釈できるかもしれません。
- ⑥差別の社会化において、「賛同」した人や「容認」した人が、その後、学校教育や学校以外で人権学習を経験した場合、多少の効果が認められるにせよ、「見聞なし」の人々の人権意識の水準にまで高くなるのは容易ではないと言えそうです。

<参考文献>

- ・大阪府2011『人権問題に関する府民意識調査報告書』（基本編）（2010年11月実施、20歳以上の男女2000人、郵送法、回収数903人、回収率45.6%）
http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/ishiki22_index.html
- ・大阪府 2012『人権問題に関する府民意識調査報告書』（分析編）
http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/ishiki23_index.html
- ・大阪市2011『人権問題に関する市民意識調査報告書』（2010年11月実施、20歳以上男女2000人、郵送法、回収数716人、回収率36.2%）
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000007076.html>
- ・大阪市 2012『人権問題に関する市民意識調査報告書』（分析編）
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000190137.html>
- ・神原文子 2011「これからの人権教育・啓発の課題は何かー近年の地方自治体における人権意識調査結果から」『部落解放研究』193号、64-84.
- ・神原文子2012「大阪府民にとっての同和問題ー「人権に関する府民意識調査2005年から2010年へ」『部落解放研究』195号、59-74.